

社援発 0727 第 2 号
平成 27 年 7 月 27 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について

標記については、地方自治体が地域の実情に応じ、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することにより、その自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することができるよう、別紙のとおり「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知の施行に伴い、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 17 年 3 月 31 日社援発第 0331021 号本職通知）は廃止するものとし、同通知に基づき、平成 26 年度以前に実施された事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(別紙)

生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱

1 目的

地方自治体等が地域の実情に応じて、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することによりその自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、市区町村等、各事業の実施要領による。

3 事業の種類

実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施するものとする。

(1) 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図る事業。

(2) 被保護者就労支援事業

生活保護法第 55 条の 6 の規定に基づき、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことにより、被保護者の自立の促進を図る事業。

(3) 生活困窮者就労準備支援等事業

ア 就労準備支援事業

就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施する事業。

イ 被保護者就労準備支援事業

就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業。

ウ 一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必

要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援を行う事業。

エ 家計相談支援事業

家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行う事業。

オ 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業

貧困の連鎖を防止するため、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象として、学習支援、居場所の提供や進路相談等を行う事業。

カ その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

(ア) 生活困窮者自立支援法第6条第5号に基づく事業。

(イ) 「生活福祉資金の貸付けについて」(平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号厚生労働事務次官通知)に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業の貸付事務の運営費に対し都道府県が補助する事業

(ウ) ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもり状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもり状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図る事業。

(エ) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるようにするため、福祉サービスの利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上を図るための事業並びに当該事業に関する普及及び啓発を行う事業。

(オ) 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進を図る事業。

(4) 生活保護適正化等事業

ア 生活保護適正実施推進事業

生活保護制度の適正な運営を確保するため、以下の事業を実施することで、適正化の取組を推進する。

(ア) 生活保護法施行事務監査等事業等

a 生活保護法施行事務監査等事業

都道府県又は指定都市が実施する生活保護法施行事務監査並びに都道府県、指定都市又は中核市が実施する保護施設に対する指導監査、指定医療機関・指定介護機関に対する指導・検査及び精神科嘱託医等を設置する事業。

b 生活保護特別指導監査事業

都道府県又は指定都市が実施する一般指導監査、特別指導及び確認監査の実施を通じて保護の適正実施と実施水準の一層の向上を図る。

(イ) 医療扶助適正化等事業

医療扶助及び介護扶助の適正な運営を確保するため、医療扶助相談・指導員を配置すること等により、以下に掲げる取組を総合的に実施し、医療扶助費等の適正化及び生活保護受給者の自立支援の取組を推進する。

a 診療報酬明細書点検等の充実

b 後発医薬品の使用促進

c 精神障害者等の退院促進

d 生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援

e 適正受診等の推進

f 居宅介護支援計画点検等の充実

g その他の医療扶助適正化等の推進

(ウ) 認定等適正実施事業

a 収入資産状況把握等充実事業

収入申告書徴取の徹底や関係先調査の実施等によって収入資産状況を的確に把握することにより、不正受給の防止を図る。

b 扶養義務調査充実事業

扶養義務者に対し扶養能力調査を定期又は随時に実施すること等により、扶養義務の履行の促進を図る。

c 体制整備強化事業

面接相談業務の一部について、専門的知識を有する者を専任で雇用すること等により、要保護者に対するきめ細やかな対応及び生活保護の適正実施を推進するなど実施体制の整備強化を図る。

d 警察との連携協力体制強化事業

暴力団員等に対する生活保護の取扱いをさらに徹底するとともに、その実行を期すため、警察との連携体制の構築等により、行政対象暴力による不正受給の防止を図る。

e 関係職員研修・啓発事業

所内研修の実施や国が認める各種研修会への参加等により、関係職員の資質向上を図る。

f 業務効率化事業

I Tの活用等、業務の効率化に特に必要と認められるものについて、その費用の一部を支援する。

(エ) その他適正化事業

上記(ア)から(ウ)までの事業以外で生活保護行政の適正実施に資する事業(生活保護の自立支援にかかる業務を除く)。

イ 自立支援プログラム策定実施推進事業

地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニュー・各種サービスを整備する事業。

ウ 地域福祉増進事業

地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの苦情解決、低所得世帯等を対象とした資金の貸付け、福祉人材の養成・確保、さらに住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備する事業。

(ア) 民生委員・児童委員研修事業

民生委員・児童委員に対し、要援護者への訪問や見守り、相談、専門機関との連携等の活動を推進する上で必要不可欠な知識及び技能を修得させる事業。

(イ) 福祉人材確保事業

社会福祉事業従事者の確保を促進するため、各都道府県に設置された福祉人材センター等の事業の推進を図るとともに、介護福祉士等指定養成施設に在学する学生に対して修学資金を貸し付ける事業。

a 福祉人材確保推進事業

質の高い福祉人材を確保するため、社会福祉事業従事者及び社会福祉事業に従事しようとする者の就業の援助、研修の企画及び実施、社会福祉事業経営者に対する相談等を行う事業。

b 介護福祉士等修学資金貸付事業

「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」(平成 28 年 3 月 2 日厚生労働省発社援 0302 第 10 号厚生労働事務次官通知)による廃止前の「介護福祉士等修学資金の貸

付けについて」（平成 5 年 5 月 31 日発社援第 164 号厚生事務次官通知）に基づき、都道府県が介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金の貸付けを行う事業。

c. 介護福祉士修学資金等貸付事業

「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（平成 28 年 3 月 2 日厚生労働省発社援 0302 第 10 号厚生労働事務次官通知）に基づき、都道府県が介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付けを行う事業及び都道府県が適当と認める団体が実施する介護福祉士又は社会福祉士の資格の取得を目指す学生に対する修学資金等の貸付原資等に対し都道府県が補助する事業。

(ウ) 社会福祉法人指導監督事業

適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、都道府県又は市が社会福祉法第 56 条第 1 項の規定に基づき実施する指導監査。

(エ) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者が円滑に就労・研修できるように、受入施設における日本語学習及び介護分野の専門学習の支援を行う事業。

(オ) 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

災害時において高齢者・障害者等支援が必要な方々に対し緊急的に対応を行えるよう、行政と民間が一体となって、都道府県内の災害福祉支援体制の検討・構築や災害福祉支援チームの組成、平時からの訓練等を実施する事業。

(カ) 生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業

「生活福祉資金の貸付けについて」（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号厚生労働事務次官通知）及び「臨時特例つなぎ資金の貸付けについて」（平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 10 号厚生労働事務次官通知）に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付事業及び臨時特例つなぎ資金貸付事業の貸付原資に対し都道府県等が補助する事業

(キ) 運営適正化委員会設置運営事業

福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保及び福祉サービスに関する苦情の解決を行うため、都道府県社協において運営適正化委員会を運営する事業。

(ク) 生涯現役活躍支援事業

地域におけるインフォーマル活動の機能強化を図るため、NPO等のインフォーマルな福祉の担い手や地域福祉

のコーディネーター等の人材育成、活動の場に関する情報提供等を実施することにより、インフォーマルサービスの持続的な活動環境を整備し、生涯現役で活躍できる環境づくりに取り組むとともに、今後の大規模災害に備え、迅速な災害ボランティアセンターの設置・運営体制を構築するための平常時の連携体制の構築等を実施する事業。

(ケ) 地域生活定着促進事業

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等の社会復帰と地域への定着をより促進する事業。各都道府県に設置されている「地域生活定着支援センター」が、矯正施設、保護観察所等、と連携・協働し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、地域への定着を図る。

エ 中国残留邦人等地域生活支援事業

中国残留邦人等の自立を支援するため、地域における支援ネットワークの構築、日本語学習者への支援、通訳の派遣等を行うことにより、地域の一員として普通の暮らしを送れるよう支援する事業。

(ア) 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業

地域における多様なネットワークを活用し、中国残留邦人等が地域の日本語教室や交流事業等に気軽に参加できる仕組みをつくり、社会的自立を促す事業。

(イ) 身近な地域での日本語教育支援事業

中国残留邦人等が身近な地域で日本語を学べる場を提供し、それぞれの状況に応じた支援を行う事業。

(ウ) 自立支援通訳等派遣事業

中国残留邦人等が長期にわたり海外に居住することを余儀なくされたため、言葉や生活習慣等の相違から定着先の地域社会において様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、日常生活上の相談、公共機関等のサービス利用時の通訳、就労のための相談及び定着当初における健康相談等の援助を行うことにより、地域において安心した生活を送れるよう支援する事業。

(エ) 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業

中国残留邦人等の個々のニーズを踏まえつつ、支援・相談員、自立指導員及び市区町村等プログラム担当者が連携して、「地域生活支援プログラム」を策定し、日本語学習、就労・生活

等の支援を行う事業。

(オ) 支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業

支援給付及び配偶者支援金の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化等による医療支援給付の適正化、居宅介護支援計画点検等強化による介護支援給付の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化の取組を推進する事業。

4 事業の実施

各事業の実施は次によること。ただし、「生活福祉資金貸付事業」、「臨時特例つなぎ資金貸付事業」、「介護福祉士等修学資金貸付事業」、「介護福祉士修学資金等貸付事業」、「社会福祉推進事業」及び「寄り添い型相談支援事業（全国支援事業）」を除く。

(1) 自立相談支援事業実施要領（別添1）

(2) 被保護者就労支援事業実施要領（別添2）

(3) 生活困窮者就労準備支援等事業

ア 就労準備支援事業実施要領（別添3）

イ 被保護者就労準備支援事業実施要領（別添4）

ウ 一時生活支援事業実施要領（別添5）

エ 家計相談支援事業実施要領（別添6）

オ 生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業実施要領（別添7）

カ その他生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

（ア）生活困窮者自立支援法第6条第5号に基づく事業実施要領（別添8）

（イ）ひきこもり対策推進事業実施要領（別添9）

（ウ）日常生活自立支援事業実施要領（別添10）

（エ）地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業実施要領（別添11）

(4) 生活保護適正化等事業

ア 生活保護適正実施推進事業実施要領（別添12）

イ 自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領（別添13）

ウ 地域福祉増進事業

（ア）民生委員・児童委員研修事業実施要領（別添14）

（イ）福祉人材確保推進事業実施要領（別添15）

（ウ）社会福祉法人指導監督事業実施要領（別添16）

- (エ) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要領
(別添 17)
- (オ) 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業実施要領
(別添 18)
- (カ) 運営適正化委員会設置運営事業実施要領 (別添 19)
- (キ) 生涯現役活躍支援事業実施要領 (別添 20)
- (ク) 地域生活定着促進事業実施要領 (別添 21)

エ 中国残留邦人等地域生活支援事業

- (ア) 地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領
(別添 22)
- (イ) 身近な地域での日本語教育支援事業実施要領 (別添 23)
- (ウ) 自立支援通訳等派遣事業実施要領 (別添 24)
- (エ) 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領
(別添 25)
- (オ) 支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業実施要領
(別添 26)

5 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

(別添 1)

自立相談支援事業実施要領

1 目的

本事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する認定生活困窮者就労訓練事業の利用のあっせん等さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、都道府県等が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業における目標は、生活困窮者の自立と尊厳の確保及び、生活困窮者支援を通じた地域づくりであり、以下の取組を実施することとする。

(1) 取組内容

ア 包括的かつ継続的な相談支援

生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、その者の置かれている状況や本人の意思を十分に確認（以下「アセスメント」という。）した上で、支援の種類及び内容等を記載した自立支援計画（以下「プラン」という。）を策定する。

また、プランに基づくさまざまな支援が始まった後も、それらの効果を適切に評価・確認しながら、本人の状況に応じた適切な就労支援も含め、本人の自立までを包括的・継続的に支えていく。

イ 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、関係機関・関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、生活困窮者の社会参加や就労の場を広げていく。さらに、生活困窮者の支援にあたっては、既存の社会資源を積極的に活用するとともに、社会資源が不足している場合は、新たに開発することに努める。

(2) 配置職員

都道府県等が直営又は委託により自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）には、主任相談支援員、相談支援員及び就労支援員（以下「主任相談支援員等」という。）を配置することを基本とする。また、主任相談支援員等は、原則として、当分の間、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けた者とする。（ただし、当分の間は、この限りでない。）

それぞれの職種における主な役割は以下のとおりであるが、都道府県等の人口規模、人員等の状況により、相談支援員が就労支援員を兼務するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことも可能とする。

なお、自立相談支援事業と一時生活支援事業を一体的に実施する場合においては、一時生活支援業の利用者に対する相談支援を行う相談支援員等を配置することができる。

ア 主任相談支援員

自立相談支援機関における相談業務全般のマネジメント、他の支援員の指導・育成、支援困難ケースへの対応など高度な相談支援を行うとともに、社会資源の開拓・連携等を行う。

イ 相談支援員

生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながらプランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ等を行う。

ウ 就労支援員

生活困窮者へのアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所や協力企業を始め、就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援等の就労支援を行う。

4 包括的かつ継続的な相談支援

生活困窮者に対する包括的かつ継続的な相談支援は、以下の手順で実施する。

(1) 生活困窮者の把握・相談受付

ア 生活困窮者の複合的な課題に包括的・一元的に対応する窓口を設置し、来所による相談を受け付ける。

また、生活困窮者の中には自ら相談に訪れることが困難な者もいることから、自立相談支援機関は待ちの姿勢ではなく、訪問支援などアウトリーチを含めた対応に努める。この場合、地域における関係機関とのネットワークの強化を図り生活困窮者の早期把握に努め、必要に応じて訪問や声かけなどを行う。

イ 相談受付時に、相談者の主訴を丁寧に聞き取った上で、他制度や他機関へつなぐことが適当かを判断（振り分け）する。

ウ 相談者への他制度等の紹介のみで対応が可能な場合や、明らかに他制度や他機関での対応が適当であると判断される場合は、情報提供や他機関へつなぐことにより対応する。

エ 相談内容から、自立相談支援機関による支援が必要であると判断される場合は、本人から、本事業による支援プロセスに関する利用申込を受けて、その同意を得るとともに、丁寧なアセスメントを行う。アセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握・分析した後、自立相談支援機関が継続してプランの策定等の支援を行うか、又は、他制度や他機関へつなぐことが適当かを改めて判断（スクリーニング）する。

なお、生活保護制度へつなぐことが適切と判断される場合は、確実に福祉事務所につなげるものとする。

また、他制度や他機関へのつながりが適当と判断された者には、本人の状況に応じて適切に他の相談窓口等へとつなぐとともに、必要に応じてつなぎ先の機関へ本人の状況について確認するなど、適宜フォローアップに努めるものとする。

なお、本人に関する個人情報に関係機関と共有するためには、本人の同意が必要であることに留意すること。また、いわゆる相談のたらい回しとならないよう関係機関と連携することが重要である。

（２）アセスメント・プラン策定

ア スクリーニングの結果、自立相談支援機関による継続的な支援が妥当と判断された者については、本人へのアセスメント結果を踏まえ、本人の自立を促進するための支援方針、支援内容、本人の達成目標等を盛り込んだプランを策定する。

なお、プランは本人と自立相談支援機関とが協働しながら策定するものであることから、プランの策定に当たっては、本人の意思を十分に尊重するものとする。

イ プラン策定前においても、必要に応じて、緊急的な支援（住居確保給付金の支給、一時生活支援事業の利用等）や、自立相談支援機関の就労支援員による就労支援その他の地域における様々な社会資源を活用した各種支援が受けられるよう、必要な調整を行うものとする。

ウ プランの内容は、自立相談支援機関が自ら実施する支援に加えて、次の（ア）から（キ）までに掲げる法に基づく支援、（ク）から（コ）までに掲げる他の公的事業又はインフォーマルな支援など、本人の自立を促進するために必要と考えられる支援を盛り込むものとする。

（ア）住居確保給付金の支給

（イ）就労準備支援事業

（ウ）一時生活支援事業

（エ）家計相談支援事業

（オ）認定就労訓練事業

(カ) 子どもの学習支援事業

(キ) (ア) から (カ) までのほか、生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業

(ク) 公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業

(ケ) 生活福祉資金貸付事業

(コ) 上記のほか、様々な公的事業による支援及び民生委員による見守り活動等のインフォーマルによる支援

エ 支援調整会議を開催し、プランの内容が適切なものであるか確認を行うとともに、プランに基づく支援に当たって、関係機関との役割分担等について調整を行う。

オ 実施主体は、支援調整会議（「5 支援調整会議」参照）において、(2) のウの（イ）、（エ）及び（オ）の事業（以下、「就労準備支援事業等」という。）が盛り込まれたプランが了承された場合には、就労準備支援事業等については支援決定（「6 支援決定」参照）を、(2) のウの（カ）、（ケ）又は（コ）の事業等については支援内容の確認を行う。なお、行政以外の自立相談支援機関にあっては、就労準備支援事業等を含まないプランが支援調整会議において了承された場合、当該プランを行政に報告する。

カ (2) のウの（ク）の事業につなぐ場合については、実施主体がプランの内容を確認し了承した後、自立相談支援機関は、支援決定等がなされたプランの写しとともに、必要書類を公共職業安定所に送付することにより、支援要請を行う。

キ 自立相談支援機関は、実施主体の支援決定又は確認を受けたプランに基づき、具体的な支援の提供等を行う。

(3) 支援の提供・モニタリング・評価・再プラン策定・終結

ア プランに基づき、自立相談支援機関自ら支援を実施するほか、各支援機関から適切な支援を受けられるよう本人との関係形成や動機付けの促しをサポートする。

イ 各支援機関による支援が始まった後も、各支援機関との連携・調整はもとより、必要に応じて本人の状況等を把握（モニタリング）する。

ウ 定期的なプランの評価は、以下の状況を整理し、概ね3か月、6か月、1年など本人の状況に応じ、支援調整会議において行う。

(ア) 目標の達成状況

(イ) 現在の状況と残された課題

(ウ) プランの終結・継続に関する、本人の希望・支援員の意見等

エ 評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関へのつなぎや地域の見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行う。例えば、就職後から一定期間については、本人の状況を適宜把握し、必要に応じ本人からの相談に応ずることができる体制を整えておくことが望ましい。

オ 評価の結果、プランを見直して、支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントの上、再度プランを策定する。

5 支援調整会議

(1) 目的

支援調整会議は、プランの策定等にあたり、以下の4点を主な目的として開催するものである。

ア プランの適切性の協議

自立相談支援機関が策定したプランについて、自治体及び関係機関が参加して合議のもとで適切性を判断する。プランの内容が、本人の課題解決及び目標の実現に向けて適切であるかを、自立相談支援機関以外の関係者も参画する合議体形式で協議し、判断する。

イ 各支援機関によるプランの共有

各支援機関が、プランの支援方針、支援内容、役割分担等について共通認識を醸成し、これを了承する。本人が抱える課題と設定した目標を共有し、各支援機関の役割を明確化する。

ウ プラン終結時等の評価

プラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、自立相談支援機関としての支援を終結するかどうかを検討する。

エ 社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、それらを地域の課題として位置付け、社会資源の開発に向けた取組を検討する。

(2) 開催方法

具体的な開催方法については、相談者数や社会資源の状況など地域の実情に応じ会議開催のルールを定めるものとする。

プランに就労準備支援事業等が含まれている場合には、自治体が支援決定を行う役割を担うことから、行政担当者が支援調整会議に出席することが基本となる。

(3) 留意点

支援調整会議を効率的に開催するため、自立相談支援機関は支援調整会議を開催する前に、プランに盛り込む支援サービスの利用について、必要に応じて行政やその他の関係機関・関係者との間で調整を行う。

6 支援決定

(1) 自治体は、プランに盛り込まれた就労準備支援事業等の利用について、その可否を決定するために支援決定を行う。また、併せて、当該プランの内容が適切であるか否かを確認する。

(2) 自治体による支援決定は、以下の手順により行うものとする。

ア 自立相談支援機関は支援調整会議で了承されたプランを自治体に提出する。

イ 自治体はプランに盛り込まれた就労準備支援事業等の支援方針、支援内容等について確認するとともに、それらの事業の利用要件に該当しているかを確認する。

ウ プランに盛り込まれた就労準備支援事業等について、利用要件に該当していることが確認できた場合は、自治体内部において決裁し、決裁後、速やかに利用者へ支援決定の通知を行う。

(3) 上記(2)のイにおいて、事業の利用要件に該当しないなど、支援決定ができない理由がある場合は、自治体はその理由を速やかに自立相談支援機関に報告する。報告を受けた自立相談支援機関は、本人と関係機関・関係者と再度プラン内容について確認・調整を行い、見直したプランを改めて自治体に提出する。

7 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の自立に向け、包括的かつ継続的な支援が提供されるよう、自立相談支援機関が中心となって、支援調整会議その他の既存の合議体も活用して検討の場を設ける。また、効率的かつ効果的に生活困窮者を早期把握し、チーム支援を行うためには、関係機関との連携が重要であり、このためのネットワークづくりを一層進め、その活用を図る必要がある。

また、自立相談支援機関が自ら又は当該協議の場、関係機関とのネットワークを通じて把握した社会資源の不足については、支援調整会議その他の協議の場において地域の課題として認識した上で検討を行うとともに、生活困窮者の支援に関する新たな社会資源の開発に努める。

8 住居確保給付金の手続き

住居確保給付金の相談・受付業務、受給中の面接業務等（自治体が行う支給決定に関する事務を除く。）は、自立相談支援機関において行う。

9 留意事項

(1) 事業の実施に当たっては、「自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成27年3月6日社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添1「自立相談支援事業の手引き」）及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について（通知）」（平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知）などの関連通知を参照すること。

(2) 相談支援に当たっては、「自立相談支援事業の手引き」に定める「自立相談支援機関使用標準様式(帳票類)」を使用すること。また、利用者ごとに支援台帳を作成し、管理すること。

(3) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

(別添 2)

被保護者就労支援事業実施要領

1 目 的

生活保護法第 55 条の 6 の規定に基づき、被保護者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業（被保護者就労支援事業）を実施し、被保護者の自立の促進を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、都道府県等が行うべき事務を除き、本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。

3 対象者

保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のため、就労が困難な者を除き、現に就労している被保護者を含む。）であって、就労による自立に向け個別支援を行うことが効果的と思われる者のうち、本事業への参加を希望する者（以下「対象者」という。）

4 事業内容

実施主体は、本事業として次に掲げる支援を実施する。

(1) 就労支援

ア 相談、助言

対象者の就労支援に必要な相談に応じ、助言を行う。

イ 求職活動の支援

履歴書・職務経歴書の作成、面接の受け方等について対象者に助言を行う。

ウ 求職活動への同行

対象者がハローワーク等で求職活動を行う際や、企業面接を受ける際などに同行し、必要な支援を行う。

エ 連絡調整

対象者の就労支援について、ハローワークや生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）実施事業所等の関係機関と必要な連絡調整を行う。

オ 個別求人開拓

対象者の希望、能力、経験等を踏まえ、適切な求人を探すとともに、就労に結びつきやすい業種等に特化した個別の求人開拓を行う。

カ 定着支援

就労した対象者への職場定着等を図るため、本人の状況に応じた相談等のフォローアップを実施する。

キ その他

その他対象者の就労支援のために必要な業務を行う。

(2) 稼働能力判定会議等の開催

稼働能力や適正職種の検討、就労支援プログラムの選定等に当たり、複数の専門的な知見を有する者で構成する稼働能力判定会議等を開催する。

(3) 就労支援連携体制の構築

地域における被保護者の就労支援体制に関する課題の共有や関係機関との連携の強化、個別求人開拓等を円滑に進めるため、ハローワーク等の行政機関、社会福祉法人、特定非営利活動法人、関係団体、企業等が参画し協議する場を設定するなど就労支援の連携体制を構築し、以下について協議等を行う。

なお、連携体制については、複数の自治体による共同設置等の広域的な実施、民間団体への委託や既存の枠組みの活用など、地域の実情に応じて効果的な方法により実施するものとする。

ア 地域の雇用情勢、生活保護動向、社会資源等についての情報の共有

イ 地域の被保護者に対する就労支援の方向性を共有

ウ 中間的就労等、新たな就労の場の開拓を検討

エ 就労の場の掘り起こしについての協力要請等

5 配置職員

本事業の実施に当たっては、実施主体における被保護者の数その他地域の実情に応じて、就労支援を専任で行う職員（以下「就労支援員」という。）を配置するものとする。なお、被保護者の数その他の状況により、他の職種と兼務するなど、地域の実情に応じた対応を行うことも可能とする。

6 事業実施に当たっての留意事項

(1) 基本的事項

ア 本事業の実施に当たっては、自立支援プログラムに位置づけて実施すること。

イ 本事業を委託する場合には、委託先との連携を図ること。ただし、本事業のうち、4（2）については委託することができないこと。

ウ 4（1）の支援を実施するに当たっては、支援を効果的・効率的に実施するため対象者ごとに目標や支援内容を設定すること。また、対象者の状況や取組の実施状況を定期的に把握するとともに、必要に応じて支援内容や目標の見直し、新しい課題に対する支援の再検討をすること。

エ 評価を踏まえて、「生活保護受給者等就労自立促進事業の実施について」（平成25年3月29日雇児発0329第30号・社援発0329第77号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局長連名通知）に基づく生活保護受給者等就労自立促進事業や就労意欲の喚起のための機会の提供等、他の自立支援プログラムへの参加が、より本人に適した支援であると判断した場合は、本人の同意を得て、当該プログラムへの参加を促すこと。

(2) 就労支援の評価及び検証

就労支援を効果的に実施するため、年度ごとに就労支援プログラムの実施状況や

目標の達成状況を評価、検証し、的確に見直すこと。

(3) 個別求人開拓

個別求人開拓等の実施に当たって、地方自治体が職業安定法(昭和22年法律第141号。以下「法」という。)第4条第1項に規定する職業紹介(求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすること)を行う場合は、法第33条の4に規定する無料職業紹介の届出を行う必要があるほか、職業紹介の業務を外部委託する場合は、当該委託先が法に規定する職業紹介の許可等を受けた者であることが必要であるので留意すること。

(4) 定着支援

就労した対象者へのフォローアップについては、例えば、就労後に本人の状況に応じて定期的に就労に関する相談に応じるほか、就労した対象者が職場の悩み等を話せる対象者同士の交流の場などを提供する等の支援を検討すること。

なお、対象者が就労により被保護者でなくなった場合については、生活困窮者自立支援制度と十分な連携を図ること。

(5) 本事業の実施に当たっては、「被保護者就労支援事業の実施について」(平成27年3月31日社援保発0331第20号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を参照すること。

(別添 3)

就労準備支援事業実施要領

1 目的

本事業は、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業の対象者

本事業の対象者については、以下のいずれかの要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者であって、かつ、就労準備支援事業の利用を申請した日において 65 歳未満の者であること。

ア 申請日の属する月における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、申請日の属する年度（申請日の属する月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第 295 条第 3 項の条例で定める金額を 12 で除して得た額（以下「基準額」という。）及び昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号（生活保護法による保護の基準を定める等の件）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における生活困窮者及び生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に 6 を乗じて得た額以下であること。

(2) 前号に該当する者に準ずる者として都道府県等が当該事業による支援が必要と認める者であること。

4 事業内容

(1) 支援内容

本事業は、就労準備支援プログラムに基づき、日常生活自立に関する支援、社会自立に関する支援、就労自立に関する支援を利用者の状況に応じて行う。

なお、支援に当たっては、自立相談支援機関によるアセスメントやそれに基づ

く支援方針を十分に踏まえ、支援の実施状況等、適宜、自立相談支援機関と情報共有し、連携して支援を行うこと。

ア 就労準備支援プログラムの作成・見直し

支援を効果的・効率的に実施するため、利用者が抱える課題や支援の目標・具体的内容を記載した就労準備支援プログラムを作成する。就労準備支援プログラムは、支援の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。

イ 日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促すため、うがい・手洗いや規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言・指導等を行う。

ウ 社会自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケーション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

エ 就労自立に関する支援

一般就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成指導等を行う。

(2) 支援の実施期間

1年を超えない期間とする。

(3) 配置職員

就労準備支援を行う担当者（就労準備支援担当者）は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けていること（ただし、当分の間は、この限りではない。）、かつ、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であること。

5 留意事項

(1) 事業の実施に当たっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成27年3月6日社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添2「就労準備支援事業の手引き」）を参照すること。

(2) 生活保護の受給に至った者に対しては、必要に応じて被保護者就労準備支援事業の利用につなぐなど、本人への継続的な支援の観点から生活困窮者自立支援制度と一体的・連続的な支援が行えるよう配慮すること。

(3) 就労準備支援に当たっては、「就労準備支援事業の手引き」に掲載している様

式を参考に、地域の実情に応じて適宜、様式を使用することが望ましい。

(4) 就労体験の利用者は、労働者性がないと認められる限りにおいて労働基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面、災害補償面については、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮が必要であること。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入すること。

(5) 工賃や交通費など個人に対する手当は、事業費から支出しないこと。

(6) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

(別添 4)

被保護者就労準備支援事業実施要領

1 目 的

就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業（以下「一般事業」という。）を実施し、就労可能性を高めることなどを目的とする。

また、無料低額宿泊所を運営する事業者及び無料低額宿泊所を運営する事業者による関連小規模施設グループ（以下「無料宿泊所（群）」という。）において、利用者に対して、積極的な自立・就労支援に取り組む事業者を支援することにより、無料低額宿泊所の運営の健全化を図るとともに、利用者の居宅移行を促進することを目的とする。

2 事業の種類

本事業は、以下の事業を実施する。

(1) 一般事業

ア 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下この実施要領において、「都道府県等」という。）とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他、都道府県等が適当と認める民間団体等に本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。

イ 対象者

保護の実施機関が就労可能と判断する被保護者（高校在学、傷病、障害等のため就労が困難と保護の実施機関が判断する者以外の被保護者をいう。）であって、日常生活習慣、基礎技能等を習得することにより就労が見込まれる者のうち、本事業への参加を希望するもの（以下「対象者」という。）

ウ 実施内容

都道府県等が実施する場合も委託による場合も以下により実施することとする。

(ア) 日常生活自立に関する支援

適正な生活習慣の形成を促すため、うがい・手洗いや規則正しい起床・就寝、バランスのとれた食事の摂取、適切な身だしなみに関する助言、指導等を行う。

(イ) 社会生活自立に関する支援

社会的能力の形成を促すため、挨拶の励行等、基本的なコミュニケー

ション能力の形成に向けた支援や地域の事業所での職場見学、ボランティア活動等を行う。

(ウ) 就労自立に関する支援

就労に向けた技法や知識の習得等を促すため、実際の職場での就労体験の機会の提供やビジネスマナー講習、キャリア・コンサルティング、模擬面接、履歴書の作成訓練等を行う。

(エ) 上記(ア)～(ウ)に関する支援は、(オ)に基づき、利用者の状況に応じて行うこと。

(オ) 支援を実施するに当たっては、支援を効果的・効率的に実施するため、対象者ごとに抱える課題や目標、支援の具体的内容を設定すること。

また、対象者の状況や支援の実施状況について定期的に評価を行い、必要に応じて目標や支援内容の見直しを行うこと。

エ 実施期間

1名の対象者につき、支援の実施期間は、原則として、最長で1年とする。

オ 留意事項

(ア) 本事業の実施に当たっては、自立支援プログラムに位置づけた上で、就労支援プログラムを策定すること。

(イ) 就労体験の利用者は、労働者性がないと認められる限りにおいて労働基準関係法令の適用対象外となるが、安全衛生面、災害補償面については、一般労働者の取扱いも踏まえた適切な配慮が必要であること。特に、災害補償面については、利用者が就労体験中に被災した場合に備え、適切な保険に加入すること。

(ウ) 工賃や交通費など本人に対する手当は事業費から支出しないこと。

(エ) 本事業の実施に当たっては、別途通知する「被保護者就労準備支援事業（一般事業分）の実施について」（平成27年4月9日付社援保発0409第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を参照すること。

(2) 居宅生活移行支援事業

ア 実施主体

実施主体は、次の(ア)又は(イ)のとおりとする。

(ア) 無料低額宿泊所（群）の届出を受理した都道府県・指定都市・中核市又は都道府県等（補助対象施設の所在自治体に限る。）。

ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人（以下「社会福祉法人等」という。）に本事業を委託することができる。

(イ) 都道府県等の長が適切に事業を実施できると認めた社会福祉法人等。

※ 委託する場合については、実施主体と事業者において委託契約を締結し、委託費として必要な費用を事業者に支給できるものとする。なお、実施主

体が専門職員を直接雇い上げ、当該職員を無料低額宿泊所（群）に訪問させ、２の（１）のウの支援を行う場合も対象とする。

イ 実施内容

無料低額宿泊所（群）を利用中の被保護者に対して、日常生活における自立支援や就労支援等を行う職員を配置するなどして、利用者ごとに支援計画を作成したうえで必要な支援を実施し、支援計画の達成状況の検証等を通じて、利用者の居宅生活等への移行を図る。

ウ 留意事項

本事業の実施に当たっては、以下の事項について留意すること。

また、同一施設内において特定の利用者のみを支援する実施方式は認められない（特定の生活保護の実施機関が、実施責任を負う者のみに支援対象者を限定する等）。

（ア）実施主体が事業者に委託して事業を実施する場合

実施主体が事業者に委託することにより実施する場合、実施主体において以下の項目について確認の上、適切な事業者を委託先とすること。

なお、委託先事業者が新規に事業を開始する場合は、事業開始後半年間の実績の報告を求め、直ちに検証すること。

a 契約内容の透明化について

- (a) 利用者と事業者における契約書の作成
- (b) 利用料明細の提示

b 金銭管理などの状況

- (a) 書面契約に基づく金銭管理の実行
- (b) 金銭管理を行う場合における個人ごとの現金出納簿の整備

c 利用者ごとの支援計画（退所後の支援計画を含む。）の作成状況

- (a) 利用者ごとの支援計画の作成
- (b) 関係者によるケースカンファレンスの実施（施設職員、CW、本人）

d 支援計画の達成状況

支援計画達成検証カンファレンスの実施（施設職員、CW、第三者）

e 収支状況（収支状況の公開の有無や公開されている内容、利用者から得た収益を不当に施設関係者に配分していないか等）実施主体への収支報告書の提出

f 利用者の満足度・苦情相談状況

苦情解決のための窓口の設置と施設内公示

g 防火安全体制や構造設備の状況

- (a) 消防法等を遵守した防火安全体制の確保
- (b) 施設内の衛生管理の確保
- (c) 原則として個室面積 7.43㎡以上とし、地域の事情によりこれにより難しい場合は、4.95㎡以上（開口部以外が硬質の壁で区切

られている等プライバシーに配慮された個室に限る)。

- (d) 自立支援のためのプログラムが実施できる相談室の確保(食堂など、代用できる設備がある場合でも可)

h 組織・運営体制の状況

- (a) 事業開始から6か月以上経過していること又は社会福祉法第70条に基づく調査において問題がないことなどこれまでの事業実績が十分であること。

- (b) 支援する職員は、以下のいずれかに該当すること。

- ・社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者
- ・社会福祉事業に2年以上従事した者
- ・社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又は社会福祉事業に2年以上従事した者と同等以上の能力を有していると実施主体が認める者

i 個人情報保護等の規定の策定

j 連携体制の構築

必要な利用者に対して、適切な医療受診支援(通院・入院治療支援)と服薬管理、各種の支援制度及び地域資源(介護ヘルパー・訪問看護・療育手帳等の申請など)との連携体制を構築すること。

k その他

「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」(平成15年7月31日社援発第0731008号厚生労働省社会・援護局長通知)の別紙「無料低額宿泊所の設備、運営等に関する指針」に定める事項を遵守すること。

- (イ) 実施主体が専門職員を直接雇い上げて当該職員を無料低額宿泊所(群)に訪問して実施する場合

実施主体が本事業を実施するために専門職員を直接雇い上げる場合、上記の項目のうち、c、d及びhの(b)について留意すること。

- (ウ) 社会福祉法人等が実施主体として事業を実施する場合

社会福祉法人等が実施主体となる場合も、上記の項目(ア)について留意すること。

エ 事業実施期間

単年度(継続的に事業を実施する場合でも、毎年度委託先及び事業内容を検証の上、協議することとする。)

(別添 5)

一時生活支援事業実施要領

1 目的

本事業は、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び衣類その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業の対象者

一定の住居を持たない生活困窮者で、次の（１）又は（２）のいずれかに該当する者を対象とする。

（１）次のア及びイのいずれにも該当する者

ア 本事業の利用を申請した日の属する月における収入の額（同一の世帯に属する者の収入の額を含む。）が、申請日の属する年度（申請日の属する月が４月から６月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法第 295 条第 3 項の条例で定める金額を 12 で除して得た額（以下「基準額」という。）及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

イ 申請日における金融資産の額（同一の世帯に属する者の所有する金融資産を含む。）が、基準額に 6 を乗じて得た額（当該額が 100 万円を超える場合は 100 万円とする。）以下であること。

（２）都道府県等が、緊急性等を勘案し支援が必要と認められる者

4 事業内容

（１）支援内容

本事業の支援内容は、次に掲げるものとする。

ア 利用者に対し宿泊場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与、及び定期的な入浴等の日常生活上必要なサービスを提供する。

イ 利用開始時及び利用期間中において定期的に健康診断及び健康医療相談を行うとともに、医療等が必要な場合は、福祉事務所又は保健所等と十分な連携の下で必要な医療等を確保する。

(2) 利用手続

本事業の実施に当たり、実施主体は、施設の利用、管理等に関し、必要な規則を定めることとする。

本事業を実施するに際し、相談支援は自立相談支援事業において行われるものであり、自立相談支援機関と十分連携を図りながら実施することが必要であることから、本事業の利用については、自立相談支援機関が作成するプランに盛り込むこととする。

(3) 利用期間

本事業の利用期間は原則として3か月以内とする。

ただし、本人に対するアセスメントの状況を踏まえ、都道府県等が必要と認める場合は、6月を超えない範囲内で都道府県等が定める期間とすることができる。

(4) 宿泊場所の供与を行う施設

施設は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものであり、以下の要件を満たすものとする。

ア 施設の構造

施設は、建築基準法に定める基準等を満たしたものであること。

イ 施設の設備

施設には、次の設備を設けなければならない。

(ア) 事務室

(イ) 宿泊室

(ウ) 浴室又はシャワー室

(エ) 便所・洗面所

なお、同一施設において、自立相談支援事業を合わせて実施する場合には、上記のほか相談室等を設けるものとする。また、宿泊施設やアパート等の一室を借り上げる方法により実施する場合や他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により当該施設の運営上支障が生じない場合には上記の限りでない。

ウ 職員の配置

施設には、施設長及び夜間の警備に必要な職員を配置する。ただし、夜間の警備に必要な職員については、非常勤とすることも差し支えない。

なお、宿泊施設やアパート等の一室を借り上げる方法により実施する場合は、この限りではない。

5 実施上の留意事項

(1) 事業の実施に当たっては、「一時生活支援事業の運営の手引き」(平成27年3月6日社援地発 0306 第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知)を参照すること。

(2) 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。また、利用者に対

しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携すること。このほか、利用者の特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うこと。

(3) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱について適切な手続きを踏まえること。

(4) 本事業の実施に当たっては、本人の状況に応じて、適切に就労準備支援事業等につなげることができるよう、自立相談支援機関との連携を図ること。また、本人の状況に応じて、適切に生活保護につなげることができるよう、自立相談支援機関とともに福祉事務所とも連携を図ること。

なお、本事業と自立相談支援事業を一体的に実施する場合には、利用者の就労促進のため、公共職業安定所による職業相談の実施等に当たって連携を図ること。

(5) 本事業の実施に当たって、地域社会の理解が得られるよう、例えば、自立支援センターの利用者が地域の清掃活動を行う等地域住民との交流を深めるとともに、地元自治会等を含めた協議会を設けるなど、地域に密着した事業の運営が行えるよう配慮すること。

家計相談支援事業実施要領

1 目的

本事業は、家計収支の均衡がとれていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業の実施に当たっては、家計表やキャッシュフロー表等を活用して相談者とともに生活困窮者の抱える家計に関する課題を「見える化」し、家計に関する問題の背景にある根源的な課題を整理して家計管理の力を高め、家計に関するプラン（家計再生プラン）を作成し、早期の生活再生を目指していくため、以下の取組を実施することとする。

(1) 支援内容

ア 家計管理に関する支援

相談者とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う。

イ 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

アセスメント段階で聞き取った相談者の状況や家計の状況、滞納状況などを勘案して徴収免除や徴収猶予、分割納付等の可能性を検討し、自治体の担当部署や事業所などとの調整や申請等の支援を行う。

ウ 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）

多重・過重債務等により債務整理が必要な者などに対しては、多重債務者相談窓口等と連携し、必要に応じて法律専門家へ同行して債務整理に向けた支援を行う。

エ 貸付のあっせん

相談者の家計の状況を把握し、一時的な資金貸付が必要な場合、貸付金の額や使途、家計再生の見通しなどを記載した「貸付あっせん書」を作成し、本人の家計の状況や家計再生プランなどを貸付機関と共有し、貸付の円滑・迅速な審査につなげる。

(2) 支援の流れ

家計相談支援事業と自立相談支援事業は、アセスメントの結果や相談者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら支援を行う。

ア 生活困窮者の把握、アウトリーチ

自立相談支援機関との連携体制を構築するとともに、多重・過重債務の相談窓口や貸付機関、自治体の関係部署等との連携を図り、早期発見のためのネットワークを構築する。

また、必要に応じ積極的に家計管理に関する講習会や出張相談等を実施するなど、対象者の早期把握に向けた取組を行う。

イ アセスメント

相談者の生活の状況と家計が見える形で示すため、家計相談支援員は、家計表の作成を通じて家計収支の状況を具体的に把握した上で、支援の方向性を検討する。あわせて、就労状況、家族の課題等の必要な情報を把握する。

ウ 家計再生プラン策定

アセスメントの結果を踏まえて、相談者の意向と真に解決すべき課題を整理し、生活を早期に再生させるための家計再生プランを作成する。この際には、生活再生の目標を具体的に捉えるため、家計表やキャッシュフロー表を活用する。

なお、家計再生プランによる支援期間は原則1年とするが、相談者の状況により柔軟に対応するものとする。

エ 支援調整会議への参加

家計相談支援事業の実施にあたっては、自立相談支援機関がプランを作成することとされており、その際には、家計相談支援員も原則として自立相談支援機関が開催する支援調整会議に参加し、家計の視点から協議することが望ましい。

オ 支援サービスの提供

相談者の状況に応じて、3（1）による支援サービスを提供する。

カ モニタリング

定期的な面談により家計の改善状況や家計管理に対する認識や意欲の向上などを確認し、自立相談支援機関との情報共有を図る。

キ 家計再生プランの評価

家計再生プラン策定時に定めた期間が終了した場合、もしくはそれ以前に本人の状況に大きな変化があった場合に、設定した目標の達成度や、支援の実施状況、支援の成果、新たな生活課題はないかなどの確認を行う。これにより、支援を終結させるか、または新たに家計再生プランを作成して支援を継続するかを判断する。

(3) 貸付機関との連携

貸付機関については、生活福祉資金貸付事業を行う都道府県社会福祉協議会のほか、母子父子寡婦福祉資金等の公的貸付制度と連携することが考えられる。なお、これらの公的貸付制度は市町村民税非課税世帯を対象とするなど対象者が限定されていることから、本事業の利用者にはこれらの対象にはならない者も含まれることが考えられる。その場合、これらの公的貸付制度のほか、消費生活協同組合等の貸付事業を行う機関との連携も図りながら、利用者の一時的な資金ニーズを充足できるように支援を進めていくことも重要である。

(4) 配置職員

家計相談支援員は、原則として厚生労働省が実施する養成研修を受講し、修了証を受けていること（ただし、当分の間は、この限りでない。）、かつ、次のいずれかに該当する者など、生活困窮者への家計に関する相談支援を適切に行うことができる人材であること。

ア 消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格を有する者

イ 社会福祉士の資格を有する者

ウ 社会保険労務士の資格を有する者

エ ファイナンシャルプランナーの資格を有する者

オ その他アからエに掲げる者と同等の能力または実務経験を有する者

4 留意事項

(1) 事業の実施に当たっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（平成 27 年 3 月 6 日社援地発 0306 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知の別添 4 「家計相談支援事業の手引き」）を参照すること。

(2) 相談支援に当たっては、「家計相談支援事業の手引き」別冊に掲載している様式を参考に、地域の実情に応じて適宜使用することが望ましい。

(3) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

(別添 7)

生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業実施要領

1 目的

本事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を推進することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

本事業は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象として、次の（１）～（６）に掲げる取組等を実施するものである。その目的の範囲内において、地域の実情に応じ柔軟に実施することが可能であり、創意工夫により効率的・効果的に実施することが求められる。

（１）学習支援

高校受験のための進学支援や、学校の勉強の復習、宿題の習慣づけ、学び直し

（２）居場所の提供

日常生活習慣の形成、社会性の育成、子どもが安心して通える場所の提供

（３）進路相談等

家庭訪問等による個別の進路相談、進学に必要な奨学金などの公的支援の情報提供

（４）高校中退防止のための支援

家庭訪問等による個別相談の実施、学習支援の参加者のフォロー

（５）親に対する養育支援

子どもの養育に必要な知識、進学に必要な公的支援の情報提供

（６）その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援

4 留意事項

（１）関係機関との連携、特に、教育委員会、学校との連携・調整を行うこと。

(2) 必要に応じ、子どもと保護者の双方に必要な支援を行うことを検討すること。

(3) 子どもの貧困の解消には世帯全体の課題解決も不可欠であり、本事業を通じ、複合的な課題を抱える保護者などを自立相談支援事業等につなげることが必要となる場合には確実にこれを行うこと。

(4) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人（保護者）から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

(別添 8)

生活困窮者自立支援法第 6 条第 5 号に基づく事業実施要領

1 目的

生活困窮者自立支援法第 6 条第 5 号に基づき、地域の実情に応じた生活困窮者の自立の促進に資する取組等を推進することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、市（特別区を含む）及び福祉事務所を設置する町村（以下、「都道府県等」という。）とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

実施主体は、地域の実情に応じて、次に掲げる事業を実施することができるものとする。

(1) 就労訓練推進事業

ア 目的

就労訓練事業者を開拓するための説明会の開催や就労訓練事業者に対する研修の実施、就労訓練事業立ち上げ時の初度経費に対する助成等を行い、就労訓練事業の推進を図ることを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 就労訓練事業者を開拓するための説明会の開催

就労訓練事業の実施を検討する事業者等に対して、就労訓練事業の意義・内容や認定手続の詳細等を説明する。

(イ) 協議会の開催

地域において、就労訓練事業の担い手となることが期待される事業者の団体や学識経験者などの有識者等で構成される協議会を開催する。

(ウ) 調査研究の実施

地域における就労訓練事業の在り方等に関する調査研究を実施する。

(エ) 就労訓練事業者に対する研修の実施

就労訓練事業者に対して、好事例の共有や支援に関するノウハウの提供等を行うための研修を実施する。

(オ) 就労訓練事業立ち上げ時の初度経費に対する助成

事業者が就労訓練事業を新たに立ち上げる際に要する初度経費について、助成を行う。

(カ) その他就労訓練事業の推進を行うための事業

上記（ア）から（オ）までのほか、就労訓練事業の推進を図るための事業を

実施する。

(2) 社会資源の活用促進・開発事業

ア 目的

生活困窮者の早期発見及び包括的な支援を行うために必要な社会資源の活用促進及び開発を行うことを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 調査研究の実施

生活困窮者への包括的な支援を実現するために、地域の社会資源の現状及び課題を把握するとともに、当該地域の社会資源の活用促進・開発するための調査研究を実施する。

(イ) 社会資源の活用促進及び開発

生活困窮者への支援を行う事業者等の関係機関及び関係者に対して、地域の社会資源の現状や課題等に関する認識を共有するための説明会等を実施するとともに、社会資源の活用促進及び開発に向けた具体的な取組を行う。

(ウ) その他社会資源の開発等を行うための事業

上記(ア)及び(イ)のほか、社会資源の開発等を行うための事業を実施する。

(3) 伝達研修等人材養成推進事業

ア 目的

国が行う生活困窮者自立支援制度人材養成研修の内容を自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計相談支援事業に従事する者や関係機関等に伝達するための研修(以下「伝達研修」という。)や、生活困窮者自立支援制度に関するシンポジウム・勉強会の実施等により、自立相談支援事業等に従事する者等の知識や支援技術の向上を図るとともに、生活困窮者支援に対する関係機関・関係者等の理解を深めることを目的とする。

イ 事業内容

(ア) 伝達研修の実施

自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計相談支援事業に従事する者等の支援の専門性を十分に高めるために、国が行う生活困窮者自立支援制度人材養成研修の内容を自立相談支援事業等に従事する者や関係機関等に伝達するための研修を行う。

(イ) その他人材養成に必要な取組

伝達研修のほか、生活困窮者支援に対する関係機関・関係者等の理解を深めるために、生活困窮者自立支援制度に関するシンポジウムや勉強会等を行う。

(4) その他生活困窮者の自立の促進に資する事業

上記(1)～(3)までの事業のほか、地域の実情に応じて実施する生活困窮者の自立の促進に資する事業を行うことができる。

(別添 9)

ひきこもり対策推進事業実施要領

1 目的

本事業は、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。

2 ひきこもり地域支援センター設置運営事業

(1) 目的

本事業は、各都道府県及び指定都市に、ひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）を整備し、より支援に結びつきやすくするものである。

本センターには、「ひきこもり支援コーディネーター」を配置し、ひきこもりの状態にある本人や家族からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を中心とする訪問型の支援を行うものである。

また、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する役割を担うなど、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

実施主体は、都道府県又は指定都市とする。

ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(3) 事業内容

ア ひきこもりの状態にある本人や家族等（以下「対象者」という。）からの相談

対象者からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を中心とする訪問型の支援を行うものとする。

また、対象者の相談内容等に応じて、医療、保健、福祉、教育、就労等の適切な関係機関へつなぎ、当該機関と情報交換を行うなど、対象者の支援の状況把握に努めるとともに、適切な支援方法について検討を行うものとする。

イ 連絡協議会の設置

対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、

地域の既存の社会資源（医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関）からなる連絡協議会を設置し、情報交換等各機関間で恒常的な連携が確保できるよう努める。

なお、関係機関からなる既存の連絡協議会等を活用することは差し支えない。

ウ 情報発信

リーフレットの作成等により、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、センターの利用及び地域の関係機関、関係事業の広報、周知を行う等、ひきこもり対策に関する情報発信に努める。

エ その他の事業

上記アからウまでの事業以外でひきこもり対策の推進を目的とした事業を必要に応じて実施する。

（４）実施体制

ア ひきこもり支援コーディネーターの配置

センター１か所当たり、原則、ひきこもり支援コーディネーターを２名以上配置するものとし、このうち専門職を１名以上配置するものとする。

専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者とする。ただし、これによりがたい場合はこれらと同等に相談業務等を行うことのできる者とする。

イ センターの開所日

原則、週５日以上、１日８時間、週４０時間を目安として開所することとする。

（５）実施上の留意事項

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならない。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。

３ ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業

（１）目的

本事業は、ひきこもり対策を推進するため、ピアサポートを含む「ひきこもりサポーター」（以下「サポーター」という）を養成、派遣し、地域

に潜在するひきこもりの状態にある者を早期に発見し、適切な支援機関に早期につながぐことで、ひきこもりの状態からの早期回復を目指す。

また、サポーターによる対象者へのきめ細やかで継続的な訪問支援により、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) ひきこもりサポーター養成研修事業

ア 実施主体

実施主体は、都道府県又は福祉事務所を設置する市区町村（以下、「市区町村」という）とする。

ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人、家族会その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

イ 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(ア) 養成研修

実施主体は、ひきこもりの状態にある本人や家族等に対するボランティア支援（ひきこもりの状態からの回復者や家族等によるピアサポート活動を含む）に関心のある者を対象に、ひきこもりに関する基本的な知識（ひきこもりの概要、支援方法、支援上の注意点等）を修得させる「ひきこもりサポーター養成研修」を行う。

(イ) サポーター登録、名簿管理

研修修了者等を対象に、サポーターとして活動することを同意した者を名簿に登録し、管理する。同意の確認は、署名（様式は各実施主体で作成）によることとする。

当該名簿は、「ひきこもりサポーター派遣事業」を実施する市区町村（実施予定含む）へ提供し、派遣調整の際に活用する。

ウ 実施上の留意事項

(ア) 秘密の保持（個人情報の取扱い）

本事業の実施に携わる職員は、研修修了者等のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。

また、研修修了者等にサポーターとして活動することの同意を得る際には、サポーターとして登録された者の個人情報が「ひきこもりサポーター派遣事業」を実施する市区町村（実施予定を含む）に提供される旨を十分説明した上で、同意の署名を得る。

(イ) 養成研修

養成研修の実施に当たっては、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成 22 年度厚生労働省公表）等を参考に、講義やグループワークの形式等を活用し、ひきこもり支援を効果的に学べるよう配慮すること。

なお、必要に応じて継続研修を実施する等、修了者のスキルアップにも配慮すること。

(ウ) 市区町村との連携

サポーター名簿の管理につき、市区町村との連携を図り、サポーターの派遣が円滑に行われるよう留意すること。

また、市区町村から、サポーター派遣に当たっての技術的相談があった場合には、サポーターに継続研修を実施する等の他、市区町村に技術的助言や指導を実施し、支援体制の充実を図る。

(3) ひきこもりサポーター派遣事業

ア 実施主体

実施主体は、福祉事務所を設置する市区町村とする。

ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人、家族会その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

イ 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(ア) ひきこもりサポーター派遣

実施主体は、対象者が支援を希望した場合には、サポーターを選定し、サポーターによる訪問支援、情報の提供等の支援を継続的に実施する。派遣に当たっては、対象者及びサポーターに、派遣目的、活動計画、活動内容を明確にし、双方の同意を得る。

なお、対象者から派遣の中止又は終了の希望が示された場合には、速やかに中止又は終了する。

また、サポーターは地域に潜在するひきこもりの状態にある者の早期の発見に努め、発見した場合には実施主体に相談し、必要な支援を実施する。

(イ) 名簿管理

実施主体（実施予定含む）は「ひきこもりサポーター養成研修事業」の実施主体等からサポーター名簿の提供を受け、その管理を行う。

名簿の提供を受けた実施主体は、名簿に登録された者がひきこも

りサポーターとして活動する意向があることを再度確認した上で、名簿を管理する。

(ウ) 派遣調整、助言及び指導

対象者がサポーターによる支援を希望した場合には、支援目的等を確認の上、サポーターを選定する。

サポーター派遣を開始した後は、サポーターからの報告を継続的に受け、サポーターに対して対象者への関わり方の助言及び指導を継続的に行い、本事業が適切に運用されるよう配慮する。また、必要に応じてサポーターに継続研修を実施する等、適切な運用に配慮する。

ウ 実施上の留意事項

(ア) 派遣時の同意

本事業では、対象者からの支援の希望を受けて派遣が開始されるが、派遣開始に当たっては、事前に対象者の同意を得た上で調整を開始することに留意する。

(イ) 事故等への対応

派遣時の事故等につき、発生時の対応及び報告体制を整えておくことに留意する。

日常生活自立支援事業実施要領

1 目的

本事業は分野横断的な相談支援や権利擁護の推進等の住民生活に関わる福祉関連事業をあわせて総合的に実施する。また、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるようにするために、福祉サービスの利用援助事業、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行う事業を実施する。

2 実施主体

実施主体は、都道府県社会福祉協議会（以下「都道府県社協」という。）又は指定都市社会福祉協議会（以下「指定都市社協」という。）とする。ただし、実施主体は、本事業の一部を次に掲げる者に委託できるものとする。

- (1) 都道府県社協にあつては社会福祉法第 109 条第 1 項及び第 2 項に規定する社会福祉協議会、指定都市社協にあつては同条第 2 項に規定する社会福祉協議会
- (2) 社会福祉法人
- (3) 公益社団法人又は公益財団法人
- (4) 実施主体が、適切な事業運営が確保できると認める一般社団法人又は一般財団法人
- (5) 特定非営利活動法人
- (6) (1) から (5) までのほか、福祉サービス利用援助事業の対象者の当事者団体、家族会等で法人格を有するもの

3 事業の種類

実施主体は、次に掲げる事業（これらの事業を総称して「日常生活自立支援事業」という。）を行う。

- (1) 社会福祉法第 81 条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている福祉サービス利用援助事業（都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。）
- (2) 指定都市社協が行う福祉サービス利用援助事業（指定都市の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施されるために必要な事業を含む。以下同じ。）
- (3) 社会福祉法第 81 条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている (1) の事業に従事する者の資質の向上のための事業
- (4) 指定都市社協が行う (2) の事業に従事する者の資質の向上のた

めの事業

- (5) 社会福祉法第 81 条の規定に基づき都道府県社協が行うこととされている (1) の事業に関する普及及び啓発
- (6) 指定都市社協が行う (2) の事業に関する普及及び啓発

4 事業の内容

(1) 福祉サービス利用援助事業

本事業は、利用者との契約に基づき、認知症や精神障害等により日常生活を営むのに支障がある者に対し、福祉サービスの利用に関する相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行うものである。

ア 事業の対象者

本事業の対象者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (ア) 判断能力が不十分な者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であって、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者をいう。）であること。
- (イ) 本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者であること。

イ 援助の内容

- (ア) 本事業に基づく援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。
 - ・福祉サービスの利用に関する援助
 - ・福祉サービスの利用に関する苦情解決制度の利用援助
 - ・住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続に関する援助その他の福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
- (イ) (ア) に伴う援助の内容は、次に掲げるものを基準とすること。
 - ・預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続等利用者の日常生活費の管理（日常的金銭管理）
 - ・定期的な訪問による生活変化の察知
- (ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる事項についての具体的な援助の方法は、原則として情報提供、助言、契約手続、利用手続等の同行又は代行によること。

法律行為にかかわる事務に関し、本事業の目的を達成するために、本人から代理権を授与された上で代理による援助を行う場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて慎重に対応すること。

ウ 契約の手続

本事業による援助は、要援護者本人等からの申請に基づき、次の手続を経た上で行うものとする。

なお、本事業は、初期相談の段階での対応が極めて重要であることから、要援護者本人はもとより、家族、介護支援専門員、民生委員、保健師、行政機関等からの連絡によるものも含め、多様な相談に対応できるよう必要な体制を確保すること。

また、実施主体が行う相談の過程で、本事業による援助が困難であると認められ、契約に至らない者、成年後見制度の対象と考えられる者等については、市町村及び関係機関への連絡、成年後見制度の利用の支援等適切な対応を行うよう努めること。

(ア) 申請の受付と判断能力等の評価・判定

- ・申請は実施主体に対して行うものとする。
- ・申請を受け付けた実施主体は、本人の意向を十分に尊重しつつ、かつ、家族、本人に関わりを持つ民生委員、介護支援専門員、ホームヘルパー等の協力を得て、希望する援助の内容、認知症又は障害の程度及び内容並びに判断能力の程度を把握するほか、必要に応じて本人の生活状況、経済状況等を把握するとともに、別に定める「契約締結判定ガイドライン」に基づき、本人が本事業の契約の内容について判断し得る能力の判定を行うこと。
- ・上記の判定に当たり疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮り、その意見を踏まえて対応するものとする。
- ・実施主体は、本事業の対象者の要件に該当しないと判断した場合には、本人にその旨を通知するものとする。

(イ) 支援計画の作成

- ・実施主体は、本人が本事業の対象者の要件に該当すると判断した場合には、本人の意向を確認しつつ、4の(1)のイに掲げる援助の内容のうち必要な事項、実施頻度等を記入した支援計画を作成すること。
- ・支援計画は、本人の状況（必要となる援助の範囲及び判断能力の変化等を含む。）の確認を踏まえ、定期的に見直しを行うこと。

(ウ) 契約の締結

- ・実施主体は、作成した支援計画が契約内容の一部となる旨を明らかにした上で、本人にその内容を十分説明し、その了解を得た上で契約を締結すること。

なお、4の(1)のウの(イ)により、支援計画の見直しを行ったときは、契約内容の一部変更となるので留意すること。

- ・支援計画により行う援助の内容として、本人から代理権を

授与された上で実施するものについては、本人にその旨を十分説明し、了解を得た上で、契約書に代理権の授与及びその範囲について具体的に明記すること。

- ・ 契約しようとする内容と本人の判断能力との関係から見て、本人の契約締結能力につき疑義が生じた場合には、契約締結審査会に諮るものとする。

その結果、契約しようとする内容につき、見直しを求められた場合には、本人の了解を得てその内容を見直すものとする。

- ・ 契約の締結に当たっては、本人の死亡等の事由により、契約を終了する際に預かり金等の引き渡し先が不明であること等により、混乱が生じないよう十分調整を行うよう努めること。

また、実施した援助内容については、本人の意向を踏まえてあらかじめ定めた家族等に対し、定期的に報告を行うこと。

エ 利用料

- (ア) 本事業におけるサービスの利用料は、原則として利用者が負担するものとする。
- (イ) 実施主体は、あらかじめ標準的利用料を定めるものとするが、個別の利用料は、利用者の事情を勘案して決定しても差し支えないものとする。なお、決定した利用料は、契約書に具体的に明記すること。

オ 運営適正化委員会への定期的な報告等

実施主体は、社会福祉法第83条に基づき設置される運営適正化委員会に対し、4の(1)に規定する事業の実施状況(契約締結審査会による審査を含む。)について定期的に報告するほか、当該実施状況に関して運営適正化委員会が行う調査に協力するとともに、運営適正化委員会から勧告を受けたときは、これを尊重すること。

カ 利用者のプライバシーへの配慮

本事業の実施に携わる職員及び契約締結審査会の委員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とする。

- (2) 福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業
実施主体は、5の(1)に掲げる専門員、生活支援員等本事業の実施のために配置する職員のほか、広く福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質の向上を図るため、研修等必要な事業を実施すること。
- (3) 福祉サービス利用援助事業の普及及び啓発

実施主体は、福祉サービス利用援助事業が周知され、福祉サービス利用援助事業の対象者を支援するNPO法人、団体等多様な団体が参画し、本事業が実施されるよう、普及及び啓発に努めること。

5 事業の実施体制

(1) 職員

ア 実施主体は、本事業の適切な運営を確保するため、次に掲げる職員を配置するものとする。

(ア) 責任者

(イ) 事業の企画及び運営に携わる職員

(ウ) 専門員

(エ) 生活支援員

イ 事業の企画及び運営に携わる職員は、次の業務を行う。

(ア) 相談業務

(イ) 契約締結審査会及び関係機関連絡会議の開催並びにこれらの組織及び運営適正化委員会に係る連絡調整に関する業務

(ウ) 専門員の指導及び支援の業務

(エ) 研修、調査研究及び広報啓発の業務

ウ 専門員は、次の業務を行う。

(ア) 申請者の実態把握及び本事業の対象者であることの確認業務

(イ) 支援計画の作成及び契約の締結に関する業務

(ウ) 生活支援員の指導及び監督の業務

エ 生活支援員は、次の業務を行う。

(ア) 専門員の指示を受けて、具体的援助を提供する業務

(イ) 専門員が行う実態把握等についての補助的業務

オ 実施主体は、事業の実施に携わる職員の採用に当たっては、本事業の利用者である認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等に対する十分な理解のみならず、本人の意思を尊重し、その利益を代弁するという権利擁護に関する高い意識並びに本事業の実施に必要な知識及び技術を有している者の確保に努めること。

なお、専門員は、原則として高齢者や障害者等への援助経験のある社会福祉士、精神保健福祉士等であって一定の研修を受けた者であること。

(2) 契約締結審査会

ア 実施主体は、福祉サービス利用援助事業の契約の締結又は見直しの際に利用希望者の判断能力に疑義がある場合、その契約締結能力について、専門的な見地から審査し、確認することを目的として、契約締結審査会を設置するものとする。

イ 契約締結審査会は、実施主体から審査又は助言を求められた場合、専門的な見地から審査等を行い、意見を述べるものとする。

ウ 契約締結審査会は、医療・法律・福祉の各分野の契約締結能力に

係る専門的知見を有する者をもって構成するものとし、委員は実施主体の長が委嘱するものとする。

(3) 関係機関連絡会議

実施主体は、本事業に関する理解の促進及び円滑な実施を目的として、関係機関で構成する関係機関連絡会議を定期的を開催するものとする。

(4) その他

本事業の実施内容は、生活保護受給者を含む地域の要援護者に対する自立・就労支援も想定されることから、福祉事務所等の関係機関との連携などに十分配慮すること。

地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業実施要領

1 目的

本事業は、年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において、誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人と地域とのつながりを適切に確保するとともに、これらを地域全体で支える基盤を構築することを通じて、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、次のいずれかによるものとする。

(1) 直接補助として行う場合

この場合の実施主体は、市区町村を原則とする。ただし、他の市区町村と連携して、当該市区町村における取組を総合的に調整する場合は、都道府県も実施主体となることができるものとする。

また、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の市区町村等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(2) 間接補助として行う場合

この場合の実施主体は、都道府県又は市区町村が本事業の適切な運営が確保できるものとして認める社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する団体とする。

3 事業内容

本事業は、次の(1)から(4)までに掲げる事業の中から、地域の実情に応じ、全部又は一部を選択して実施すること。

ただし、これらの事業の実施に当たっては、市区町村にあつては当該市区町村が策定した市町村地域福祉計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する「市町村地域福祉計画」をいう。）を、都道府県にあつては当該都道府県が策定した都道府県地域福祉支援計画（社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」をいう。）の内容を踏まえたものでなければならないものとする。

なお、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉計画」という。）について、未策定又は改定を検討しているなどの理由により、これにより難しい場合については、地域福祉計画の策定又は改定の見通しなどについて、厚生労働大臣に協議を行い、厚生労働大臣が認めた場合に限

り、本事業を実施できるものとする。

(1) 地域の福祉ニーズを把握するために必要となる事業

地域における効果的な支援体制を構築するため、本事業を通じて支援を行うべき対象者像やそのニーズ、それらに対応する社会資源の状況などについて、実態把握を行うために必要となる事業を実施する。

(事業例)

- ・ 地域住民に対する「暮らしの困りごと」等に関するアンケート調査
- ・ 各種相談窓口や支援機関に対する地域の福祉ニーズに関する調査
- ・ 地域住民との座談会の開催 等

(2) 地域の福祉ニーズを踏まえた地域サービスの創出・推進を図るために必要となる事業

(1) により把握した地域の福祉ニーズのうち、既存制度では対応が困難なものに対応するため、地域サービスを創出・推進を図るために必要となる事業を実施する。

(事業例)

- ・ 地域サービスの創出・推進を図るための総合調整
- ・ 買物弱者に対する買物支援やちょっとした困り事への対応など、地域サービスの創出に向けた検討会の開催
- ・ 電気・ガス事業者などの民間事業者と連携した見守り体制を構築するための事業者連絡会の開催
- ・ 地域住民や民間事業者と連携した見守りや買い物支援等の地域サービスの実施
- ・ 見守り活動等に活用するための要援護者マップの作成
- ・ 緊急通報体制の整備
- ・ 地域サービスの担い手に対する研修の実施 等

(3) 地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るための事業

(2) による地域サービスの担い手を確保するとともに、地域サービスを支える基盤となる組織等を育成する観点から、地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るために必要となる事業を実施する。

(事業例)

- ・ 企業等による社会貢献活動への働きかけを行うための説明会の開催
- ・ インフォーマル人材の地域サービス等への参画の働きかけを行うための地域住民説明会の開催
- ・ インフォーマル活動を行う活動拠点の確保、初期設備（30万円以下の備品購入費に限る。）の導入

- ・ 寄付金の確保推進等を通じた自主財源確保のための検討会の開催 等

(4) その他地域福祉の推進を図るために必要となる事業

(事業例)

- ・ 判断能力の状況にかかわらず、支援が必要な人の包括的な権利擁護の推進を図るため、関係機関の連携を強化するための取組の実施
- ・ 熱中症対策等時事の福祉課題に関する地域住民への普及啓発活動

4 事業評価

本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、地域福祉計画を踏まえつつ、支援が必要な人の人数やこれに対する支援の実施回数などに関する成果目標を立てるとともに、本事業による国庫補助を受けた年度の概ね3月に、学識有識者や現場有識者等第三者が参画した検証の場を設置するなどにより、当該年度における本事業の実施状況について評価を行い、実績報告の際にその内容について厚生労働省あて報告すること。

5 その他

「セーフティネット支援対策等事業費の国庫補助について」(平成19年7月24日付け厚生労働省発社援第0724001号厚生労働事務次官通知)に基づき、平成26年度において、安心生活基盤構築事業のうち、安心生活創造推進事業を実施していた都道府県又は市町村が引き続き本事業を活用して同様の取組を行う場合については、予算の範囲内で、優先的に採択することができるものとする。

(別添 12)

生活保護適正実施推進事業実施要領

1 目的

本事業は、生活保護の適正な運営を確保するため、各種適正化の取組を推進することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）とする。ただし、生活保護法施行事務監査等事業は都道府県、指定都市又は中核市とし、生活保護特別指導監査事業については、都道府県又は指定都市とする。

3 事業内容

(1) 生活保護法施行事務監査等事業等

ア 生活保護法施行事務監査等事業

都道府県又は指定都市が生活保護法（以下「法」という。）第 23 条第 1 項に基づき実施する法施行事務監査並びに都道府県、指定都市又は中核市が法第 44 条第 1 項に基づき実施する保護施設に対する指導監査、法第 54 条第 1 項に基づき実施する指定医療機関に対する指導・検査、法第 54 条の 2 に基づき実施する指定介護機関に対する指導・検査及び精神科嘱託医等を設置する事業。

イ 生活保護特別指導監査事業

一般指導監査、特別指導及び確認監査の実施を通じて福祉事務所の抱える問題点の分析と適切な対応策の検討を行い、併せて新たな指導監査手法を確立することにより、保護の適正実施と実施水準の一層の向上を図る。

(2) 医療扶助適正化等事業

医療扶助及び介護扶助の適正な運営を確保するため、医療扶助相談・指導員を配置すること等により、以下に掲げる取組を総合的に実施し、医療扶助費等の適正化及び生活保護受給者の自立支援の取組を推進する。

ア 診療報酬明細書点検等の充実

外部委託又は診療報酬明細書の点検に精通している者を雇用すること等により、診療報酬明細書の資格審査、内容点検（単月・縦覧）を強化し、診療報酬の決定の適正化を図るとともに、指定医療機関による診療報酬請求の適正化を図る。

イ 後発医薬品の使用促進

後発医薬品の使用促進のため、薬剤師、保健師、看護師等、生活保護受給者への助言指導や医療機関・薬局等への制度の周知・協力依頼を行う者を福祉事務所に配置すること等により、医療扶助の適正化を図る。

ウ 精神障害者等の退院促進

保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等を雇用し、自立支援プログラムに基づき、退院までの課題分析、患者・家族との相談、退院先の確保・調整等を行い、精神障害者等社会的入院患者の退院、地域移行を円滑に推進する。

エ 生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援

保健師、管理栄養士、精神保健福祉士等の保健医療福祉に専門的知識を有する者を確保し、「生活保護受給者に対する健康管理支援の実施について」（平成27年3月31日社援保発0331第15号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき、生活習慣病の重症化予防等の健康管理支援を行うことにより、これらの者の自立阻害要因の解消を図る。

オ 適正受診等の推進

頻回受診者に対する適正受診の徹底、向精神薬の重複処方に係る適正化、不適切な頻回転院の解消等を通じ、医療扶助の適正化を図る。

カ 居宅介護支援計画点検等の充実

外部委託又は介護支援専門員等を雇用し、生活保護受給者の自立支援、ケアプランの点検、当該者に対する介護サービスの利用にかかる指導・援助及び指定介護機関との連絡調整等を行うことにより、介護扶助の適正な給付を図る。

キ その他の医療扶助適正化等の推進

ア～カ以外の取組により、医療扶助等の給付の適正化等を図る。

(3) 認定等適正実施事業

ア 収入資産状況把握等充実事業

収入申告書徴取の徹底や関係先調査の実施等によって収入資産状況を的確に把握することにより、不正受給の防止を図る。

イ 扶養義務調査充実事業

扶養義務者に対し扶養能力調査を定期又は随時に実施すること等により、扶養義務の履行の促進を図る。

ウ 体制整備強化事業

面接相談業務の一部について、専門的知識を有する者を専任で雇用すること等により、要保護者に対するきめ細やかな対応及び生活保護の適正実施を推進するなど実施体制の整備強化を図る。

エ 警察との連携協力体制強化事業

暴力団員等に対する生活保護の取扱いをさらに徹底するとともに、その実行を期すため、警察との連携体制の構築や暴力団情勢等に関する情報交換、行政対象暴力に関する研修等を開催すること等により、行政対象暴力による不正受給の防止を図る。

オ 関係職員等研修・啓発事業

所内研修の実施や国が認める各種研修会への参加等により、生活保護

関係職員の資質向上を図る。

カ 業務効率化事業

ITの活用等、業務の効率化に特に必要と認められるものについてその費用の一部を支援する事業。

(4) その他適正化事業

上記(1)から(3)までの事業以外で生活保護行政の適正実施に資する事業(生活保護の自立支援にかかる業務を除く)。

4 その他

(1) 上記(2)アからキに定める事業を実施するために雇用する専門知識を有する者等については、同事業の実施に支障のない範囲において兼務させることができる。

(2) 兼務させる場合は、事前に実施体制について協議するとともに、業務内容を当該事業の実施要領等に記載すること。なお、本庁等が雇用・委託し、管内の福祉事務所を巡回する等の勤務形態にする場合は、その旨を明記すること。

また、効果額を算出する際には各事業に実際に従事した日数、時間で按分する等、個々の事業の費用対効果が明確になるようにすること。

(3) 本事業で雇用・委託する者が、訪問調査活動等ケースワーカーが行うべき業務を担当することのないよう、業務内容や範囲について実施要領等に記載するとともに、被保護者の情報について守秘義務を課す等、個人情報の保護についても定めること。

(4) 上記3(1)イの「生活保護特別指導監査事業」の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 事前準備

(ア) 当該事業の対象となる福祉事務所の選定に当たっては、前年度の監査において、実施水準が低いなど、特に重点的に指導が必要な福祉事務所を選定すること。

(イ) 当該福祉事務所の現状及び課題について事前検討を行い、重点的着眼点を策定すること。

(ウ) 監査体制については、重点的着眼点に応じ、関係部局職員が参画するなど、監査が効果的に行える体制とするよう努めること。

イ 一般指導監査

(ア) 検討対象ケースを選定する上では、あらかじめ策定した重点的着眼点を踏まえること。

(イ) (ア)によるケース検討の結果、是正改善を要するケースについては、改善事項及び今後の援助方針を「ケース指導台帳」に記入し保管しておくこと。この場合、特に是正改善が求められるケースについて

の今後の援助方針は、現業員及び査察指導員と十分協議の上、具体的に明確にしておくこと。

(ウ) 一般指導監査終了後、当該福祉事務所の抱えている問題点の分析及びその改善方策について、組織的に検討するとともに、特別指導、確認監査の方針を決定すること。

(エ) 上記(ア)から(ウ)以外の事項については、「生活保護法施行事務監査の実施について」(平成12年10月25日社援第2393号厚生労働省社会・援護局長通知)の別添「生活保護法施行事務監査実施要綱」(以下「監査実施要綱」という。)の例により行うこと。

ウ 特別指導

一般指導監査終了後、当該福祉事務所の問題事項にかかる対応状況の把握及び指導のため、ヒアリング、巡回指導等の特別指導を実施すること。

エ 確認監査

確認監査は、ケース指導台帳に登載したケース及びその他の問題点の是正状況等の確認を行うため、一般指導監査終了後6か月以上経過した後実施すること。

この場合、是正状況等は一般指導監査の是正結果報告を確認監査実施前に徴し、これに基づき実施すること。

なお、確認監査後においても必要があれば、再度特別指導を行うこと。

オ 実施後の措置

上記アからエの一連の取組の後、指導監査手法の検討を行い、より適切な指導監査手法を確立すること。

カ その他

(ア) 本事業の実施計画及び実施結果報告については、別途通知に基づく様式により報告すること。

(イ) この監査を行う福祉事務所については、監査実施要綱に定める一般監査は実施しないこととして差し支えないこと。

(ウ) 本事業は、当該年度中に完了するよう計画し、実施すること。

(5) 上記3(2)ア診療報酬明細書点検等の充実における資格審査、内容点検(単月・縦覧)は、その対象となる全ての診療報酬明細書について実施すること。

(別添 13)

自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領

1 目的

本事業は、地方自治体における自立支援プログラムの策定・実施を推進するため、生活保護受給者等の自立・就労支援のための福祉事務所の実施体制及び多様かつ重層的なメニュー・各種サービスの整備を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）とする。

3 事業内容

(1) 社会的な居場所づくり支援事業

「社会的な居場所づくり支援事業の実施について」（平成 23 年 3 月 31 日社援保発 0331 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき、特定非営利活動法人、企業、市民等と行政とが協働する「新しい公共」により、社会から孤立しがちな生活保護受給者への様々な社会経験の機会の提供を行うなど、生活保護受給者の社会的自立を支援する取組の推進を図る。

(2) 居住の安定確保支援事業

「居住の安定確保支援事業」（平成 25 年 5 月 15 日社援保発 0515 第 2 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）に基づき、賃貸住宅等への入居希望者や入居者を対象に、家賃の代理納付の活用等の入居に関する支援や見守り等の日常生活支援を実施する事業。

(3) その他自立支援プログラム実施体制整備事業

上記(1)、(2)の事業以外で自立支援プログラムの実施体制の整備に関する事業。

民生委員・児童委員研修事業実施要領

1 目的

本事業は、民生委員・児童委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を修得させることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市又は中核市とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、都道府県社会福祉協議会、指定都市社会福祉協議会、社会福祉法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

実施主体は、次に掲げる方法等により民生委員・児童委員の研修を行う。

- (1) 単位民生委員・児童委員協議会会長を対象にした、単位民生委員・児童委員協議会会長として必要な指導力を修得させるための研修
- (2) 中堅（2期目以上）の民生委員・児童委員を対象にした、相談援助活動等を行う上で必要な活動力を修得させるための研修
- (3) 新任の民生委員・児童委員を対象にした、相談援助活動等を行う上で必要な基礎的知識及び技術を修得させるための研修

4 事業の実施

- (1) 研修を計画するに当たっては、民生委員・児童委員協議会等と連携するよう留意すること。
- (2) すべての民生委員・児童委員が、3年の任期中に少なくとも1回は研修を受講できるよう配慮すること。
- (3) 市町村、社会福祉協議会、各種相談所等において民生委員・児童委員に関係のある業務を行う者であって必要と認めた者に研修を受講させることは差し支えないこと。

5 その他

研修への参加に要する旅費は、受講者の自己負担とする。

福祉人材確保推進事業実施要領

1 目的

本事業は、地域における福祉の増進を図るため、福祉に携わる人材の確保及び定着並びにその資質の向上を図ることを目的とする。

2 都道府県福祉人材センターが行う福祉人材確保推進事業

(1) 実施主体

実施主体は、都道府県とする。ただし、社会福祉法第93条第1項に基づき都道府県福祉人材センター（以下「都道府県センター」という。）として、都道府県知事が指定した社会福祉法人に委託することができる。

(2) 支所の設置

広域的な福祉人材確保対策の推進を図るため、必要な地域に都道府県センターの支所である福祉人材バンク（以下「支所型福祉人材バンク」という。）を設置することができる。

新たに支所型福祉人材バンクを設置する場合は、開設の日の1年前までに厚生労働省社会・援護局福祉基盤課に別紙様式により協議することとする。

(3) 事業内容

ア 基盤型事業

(ア) 都道府県センターが行う次に掲げる事業

- ・ 社会福祉事業に関する啓発活動の実施
- ・ 社会福祉事業従事者の確保に関する調査研究の実施
- ・ 福祉人材確保相談援助の実施
- ・ 社会福祉事業従事者に対する研修の企画及び実施
- ・ 社会福祉事業従事者の確保に関する説明会、講習会等の実施
- ・ 社会福祉事業に従事しようとする者に対する就業の援助の実施
- ・ その他、社会福祉事業従事者の確保に資する業務の実施

(イ) 支所型福祉人材バンクが行う次に掲げる事業

- ・ 社会福祉事業に関する啓発活動の実施
- ・ 社会福祉事業に従事しようとする者に対する就業の援助の実施
- ・ その他、社会福祉事業従事者の確保に資する業務の実施

イ 施策提案型事業

地域住民や民間の知見を活用（例えば公募等）するなどこれまでの行政的手法に捉らわれない新たな福祉人材確保対策モデルを確立し、他の都道府県への展開により、我が国の福祉人材のさらなる確保につながるが見込まれる先進的・試行的・革命的な事業であるとして厚生労働大臣が認めた事業。

この趣旨に鑑み、都道府県が地域の実情に応じ、地域医療介護総合確保基金を活用して行うことができる、介護従事者の確保のための事業については本事業の対象としない。

(4) 留意事項

ア 職員

(ア) 都道府県センターに事業の管理運営に必要な職員及び福祉に関して十分な知識を有する職員を配置する。

(イ) (ア) の職員のうち、1 名を事業の責任者とする。

(ウ) 都道府県センターの職員は、業務上知り得た法人、施設及び個人に関する秘密を厳守すること。

イ 都道府県センター運営委員会の開催

事業を円滑かつ効果的に実施するため、社会福祉施設経営者協議会等求人側の各種団体、社会福祉士会、介護福祉士会等の職能団体、介護福祉士養成施設等の社会福祉教育機関、都道府県、市町村社協、福祉人材バンクの代表者等実務者等から構成されたメンバーによる都道府県センター運営委員会を設置すること。

ウ コンピュータ等情報機器の積極的な活用

全国共通の業務ソフトによるコンピュータ等の広範多岐にわたる積極的な活用により、求人・求職情報等の迅速かつ的確な情報提供、資料作成等を行い、効果的な福祉人材確保対策を推進すること。

エ 対象経費について

支所型福祉人材バンクの開設に当たっての初度経費については、本事業の対象経費とはしない。

オ 職業安定法との関係

(ア) 福祉人材無料職業紹介事業については、職業安定法に基づく許可を受けなければならない。

(イ) 事業の実施に当たっては、職業安定機関等と密接な連携を図ること。

(ウ) 福祉人材無料職業紹介事業のあっせん対象機関等については、「都道府県福祉人材センター等で行う無料職業紹介事業の取扱いについて」（平成 18 年 2 月 17 日社援発第 0217001 号厚生労働省社会・援護局長通知）に留意すること。

カ 中央福祉人材センターへの定期報告等

(ア) 中央福祉人材センター（以下「中央センター」という。）の定めるところにより、中央センターに対し、所在する都道府県内の福祉人材バンクを含めた、求人、求職、あっせん状況等に関する業務実績について定期的な報告を行うこと。

(イ) 中央センター及び都道府県内の福祉人材バンクと密接な連携を図ること。

キ 関係団体との連携

(ア) 事業の実施に当たっては、隣接する都道府県等の都道府県センター、運営委員会を構成する関係団体等、市町村、都道府県ナースセンター等とも連携を図ること。

(イ) 必要に応じて福祉人材バンクが実施する事業に対し、指導、助言を行うこと。

3 都市型福祉人材バンクが行う福祉人材確保推進事業

(1) 実施主体

実施主体は、指定都市又は中核市（この通知の施行の際、現に福祉人材バンクを設置している市に限る。）とする。ただし、(2)に掲げる事業を適切に実施することができると市が認めた社会福祉法人に委託することができる。

(2) 事業内容

ア 基盤型事業

(ア) 社会福祉事業に関する啓発活動の実施

(イ) 社会福祉事業に従事しようとする者に対する就業の援助の実施

(ウ) その他、社会福祉事業従事者の確保に資する事業の実施

イ 施策提案型事業

2の(3)のイを参照

(3) 留意事項

ア 都道府県センターへの報告等

(ア) 福祉人材バンクは、都道府県センター及び中央センターの定めるところにより、都道府県内の都道府県センターに対し、求人、求職、あっせん状況等に関する業務実績について随時報告を行うこと。

(イ) 都道府県センターが実施する事業について協力、支援を行うこと。

(ウ) その他福祉人材バンクは、中央センター、都道府県内の都道府県センター及び近隣の福祉人材バンクと密接な連携を図ること。

イ 2の(4)のア（職員）、ウ（コンピュータ等情報機器の積極的な活用）、オ（職業安定法との関係）及びキ（関係団体との連携）を参照

別紙様式

(都道府県名)

名称		
支所型福祉人材バンク 開設への要望の有無		
開設予定地		
当該予定地に開設 する理由		
都道府県又は都道府 県福祉人材センター との活動圏域の分担		
既存のハローワー クの設置場所		
支所型福祉人材バンクの活動圏域の状況		
人口		
介護サービス施設・事業 所数		
就労傾向 (産業別就労者数等)		
支所型福祉人材バンクを開設することにより期待される効果		
想定している事業内容		

※ 別途、都道府県又は都道府県福祉人材センターとの活動圏域の分担を示す地図を提出してください。

(別添 16)

社会福祉法人指導監督事業実施要領

1 目的

本事業は、社会福祉法第 56 条第 1 項の規定に基づき、関係法令、通知による法人運営、事業経営についての指導事項について監査を行うとともに、運営全般について積極的に助言、指導を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は市とする。

3 事業内容

社会福祉法第 56 条第 1 項の規定に基づき都道府県又は市が行う社会福祉法人に対する指導監査

4 実施方法等

- (1) 指導監査の実施に当たっては、監査の方針、実施時期及び具体的方法等について指導監査の実施計画を策定した上で、「社会福祉法人指導監査要綱の制定について」（平成 13 年 7 月 23 日雇児発第 487 号、社援発第 1274 号、老発第 273 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の別添「社会福祉法人指導監査要綱」に基づき、法人からその業務又は会計の状況に関して、関係書類の報告を求め、法人の役員又は関係職員から法人の業務及び財産の状況について聴取する等の方法により実施すること。
- (2) 指導監査は一般監査と特別監査とし、一般監査は、指導監査実施計画に基づき実地監査又は書面による監査により実施し、特別監査は、運営等に問題を有する法人を主な対象として随時実施すること。
- (3) なお、新たに設立された法人及び前回の指導監査によって問題が認められた法人並びに不祥事の発生した法人に対しては、一般監査にとどまらず、改善が図られるまで重点的かつ継続的に特別監査を実施すること。

(別添 17)

外国人介護福祉士候補者受入施設
学習支援事業実施要領

1 目的

経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士資格の取得を目指す者（以下「外国人介護福祉士候補者」という。）が介護福祉士国家試験に合格できるよう、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援を行う。

2 実施主体

実施主体は、外国人介護福祉士候補者の受入れ施設とする。

3 事業内容

受入れ施設における次に掲げる経費を助成する。

- (1) 外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費
- (2) 外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

4 留意事項

- (1) 外国人介護福祉士候補者の日本語能力及び介護分野の専門知識等に係る学習の進捗の取得状況に応じた学習支援計画等を策定すること。
- (2) 本事業の実施に携わる者は、候補者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。

(別添 18)

災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業実施要領

1 目的

災害時において高齢者・障害者等支援が必要な方々に対し緊急的に対応を行えるよう、行政と民間が一体となって、広域的な福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県又は都道府県知事が適切に事業を実施できると認めた社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人等とする。

なお、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県が適当と認める民間団体等に、事業の一部を委託することができる。

3 事業内容

(1) ネットワーク本部の立ち上げ・運営

都道府県単位の福祉支援ネットワークを協議会方式で設置するため、その事務局機能としてネットワーク本部を立ち上げ、協議会への参画メンバーの招集や全体的なまとめ等を行う。

(2) 災害福祉支援体制の検討・構築

災害に備えて、平常時より都道府県内の災害福祉支援体制の検討や構築による関係者間での意識の共有を図るための場を設ける。

(3) ネットワークの普及・啓発

都道府県内において普及・啓発することによって、管内市区町村や民間の支援者の充実・強化等を図る。

(4) 災害福祉支援チームの組成、研修、訓練等

災害時における具体的な活動に備え、研修や訓練の実施により、人材育成や資質向上を図る。

(5) 他都道府県との情報交換や連携づくり

災害時における具体的な活動に備え、他都道府県との緊密な関係づくりや協定を結ぶまでの連携づくり等を図る。

4 留意事項

(1) 本事業の実施に当たっては、各都道府県の防災担当部局や医療・保健担当部局、管内の市区町村、民間福祉関係者等と連携を図ること。

(2) 本事業終了後は、交付に係る報告書の他、協定書やマニュアル等の成果物があれば提出すること。

運営適正化委員会設置運営事業実施要領

1 目的

本事業は、社会福祉法第 83 条及び「運営適正化委員会等の設置要綱について」（平成 12 年 6 月 7 日社援第 1353 号厚生労働省社会・援護局長通知）並びに「運営適正化委員会における福祉サービスにおける苦情解決事業について」（平成 12 年 6 月 7 日社援第 1354 号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき設置運営される運営適正化委員会において、運営監視合議体・苦情解決合議体の設置及び広報・啓発活動等を行うための体制整備を図り、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の確保及び福祉サービスに関する利用者等からの苦情の適切な解決を行うことにより、地域社会のセーフティネット機能の強化に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県社会福祉協議会に設置する運営適正化委員会とする。

3 事業内容

(1) 運営適正化委員会本会議経費

ア 委員会及び事業の状況等について報告書を作成し公表する。

イ 都道府県社会福祉協議会の理事会に対し、事業の実施状況等について報告する。

(2) 運営監視合議体経費

ア 福祉サービス利用援助事業の実施主体から、定期的に業務実施状況について報告を受ける。

イ アによる報告を受けること等により、福祉サービス利用援助事業の実施主体の事業全般の監視を行い、必要に応じて助言、現地調査又は勧告を行う。

ウ 会議は、最低 2 か月に 1 回以上開催すること。ただし、案件により開催の必要がない場合にはこの限りでない。

(3) 苦情解決合議体経費

ア 福祉サービスに関する苦情の受付等を行う。

イ 福祉サービスに関する苦情を解決するための相談、助言、事情調査又はあっせん等を行う。

ウ 苦情解決に当たり、当該苦情に係る福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為がおこなわれているおそれがあると認めるときには、都道府県知事に対し通知を行う。

エ 会議は、最低 2 か月に 1 回以上開催すること。

(4) 広報・啓発活動費

苦情解決事業について、利用者、社会福祉事業の経営者等に対して幅広く周知を図るため、パンフレットの作成等を行う。

(5) 研修活動費

苦情解決の仕組みの周知や理解の促進を図るため、社会福祉事業の経営者等に対して必要な研修を実施する。

(6) 巡回指導活動費

社会福祉事業の経営者の段階における自主的な苦情解決が適切に行われるよう、社会福祉事業の経営者の求めに応じて巡回指導を行う。

(7) 調査研究活動費

苦情内容に応じた解決手順の定型化を図るなど、円滑な事業の実施に資するための調査研究を行う。

(8) 事務局運営費

ア 運営適正化委員会の事務局は、運営適正化委員会の補助機関であり、委員会事務のうち、福祉サービスの利用者等からの苦情受付等、委員会の議決を必要としない軽易なもの等であって事務局において行うことが適当と委員長が認めるもの（以下「局務」という。）を行う。

イ 事務局長その他の職員については、都道府県社会福祉協議会の代表者が、当該都道府県社会福祉協議会の職員のうちから、局務を適切に行うことができる者を選任すること。

ウ 事務局長その他の事務局職員は、事務局長にあつては委員長の命に従い、その他の事務局員にあつては事務局長の指揮を受けること。

エ 事務局長その他の事務局職員は、局務に専従するものとし、事務局職員の数は、局務を掌理するのに支障のない人数としなければならないこと。

生涯現役活躍支援事業実施要領

1 目的

地域におけるインフォーマル活動の機能強化を図るため、NPO等のインフォーマルな福祉の担い手や地域福祉のコーディネーター等の人材育成、活動の場に関する情報提供等を実施することにより、インフォーマルサービスの持続的な活動環境を整備し、生涯現役で活躍できる環境づくりに取り組む。

また、今後の大規模災害に備え、災害時の支援の需要と供給をマッチングするコーディネーターの養成や、迅速な災害ボランティアセンターの設置・運営体制を構築するための平常時の連携体制の構築等を実施する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、次のいずれかによるものとする。

(1) 直接補助として行う場合

この場合の実施主体は、都道府県及び指定都市とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(2) 間接補助として行う場合

この場合の実施主体は、都道府県又は指定都市が本事業の適切な運営が確保できるものとして認める社会福祉協議会、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有する団体とする。

3 事業内容

(1) から (4) のいずれかの事業を実施するものとする。

(1) 人材育成事業

地域のインフォーマルサービスの担い手やコーディネーターを養成するための研修を実施する。

(2) 需給マッチング事業

インフォーマルな担い手情報と地域の支援ニーズ情報のマッチングを実施する。また、企業等への働きかけにより、定年退職者等高齢者の退職前からのボランティア・市民活動等への参加を促す取組みを実施するとともに、地域課題と企業の社会貢献活動のマッチングを実施する。

(3) ネットワーク構築・普及啓発事業

NPOやボランティアセンター等の横の連携関係を構築するため、ネットワーク会議や協働イベント等を実施する。また、企業等への働きかけなどによる企業内体験型研修やセミナーの実施、地域住民等を対象とした講座の開設（福祉教育の実施）やイベント等を実施し、ボランティア活動の底上げと継続的な活動を推進する。

(4) 災害ボランティア活動支援事業

大規模災害の発生等に備え、ボランティア等の人材養成、災害ボランティアセンターの設置運営体制の検討等を実施する。

4 留意事項

(1) 関係者・関係機関等との連携・協力

本事業の実施に当たっては、社会福祉協議会、ボランティア団体、各職能団体、関係機関、民間企業等との十分な連携・協力を行うことにより効果的な事業の実施に努めること。

(2) 研修の実施

研修の計画及び実施に当たっては、関係機関と連携し、多様な活動団体に対応できるよう、内容の充実、効果的な実施に努めること。

(3) 個人情報の取扱い

本事業の実施に当たっては、効果的な支援の実施のため、関係者間での個人情報の共有にできる限り努めると同時に、個人情報の適切な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員等が業務上知り得た秘密を漏らさないよう、職員等に対して周知徹底を図る等の対策を行うこと。

(4) 関連事業との連携

本事業の実施に当たっては、生涯現役社会の実現に寄与する観点から、労働施策などの関連事業とも連携を図りつつ、効果的・効率的な事業の実施体制の確保に努めること。

(別添 21)

地域生活定着促進事業実施要領

1 目的

本事業は、高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院を指す。）退所予定者及び退所者等に対し、各都道府県の設置する「地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）」が、矯正施設、保護観察所等と連携・協働しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県とする。

ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の都道府県が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

(1) センターの設置

ア 設置か所数

センターは、保護観察所、矯正施設の設置状況を考慮し、原則として都道府県に各1か所とする。

イ 名称

センターの名称は、「地域生活定着支援センター」とする。

なお、やむを得ず他の名称を使う場合については、その名称の中に「地域生活定着支援センター」の文字を含むこととする。

(2) センターの事業内容

センターは、矯正施設、各都道府県の保護観察所及び地域の関係機関と連携・協働し、以下の業務を行う。なお、事業を行う上では、「地域生活定着支援センターの事業及び運営に関する指針」（平成21年5月27日社援総発第0527001号厚生労働省社会・援護局総務課長通知）に十分留意されたい。

ア 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行うコーディネート業務

イ 矯正施設退所者の施設等への定着支援を行うフォローアップ業務

ウ 矯正施設退所者等への福祉サービス等についての相談支援業務

エ 地域のネットワークの構築と連携促進業務

センター、保護観察所、受入先となる関係機関等による連絡協議会等において、情報交換、対象者の退所後の生活についての検討を行うなど、

恒常的な連携が確保できるよう努める。また、矯正施設退所者等が継続した地域生活を送るために、地域の関係機関が適切な支援を実施できるよう、普段から会議や研修会を実施するなど連携及び地域の支援技術の向上に努める。

オ 情報発信業務

センターは、本事業について、地域住民の理解が得られるよう普及啓発に努める。

(3) 実施体制

ア 職員の配置

センターの職員は6名の配置を基本とし、社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を1名以上配置する。

イ センターの開所日

原則、週5日以上、1日8時間、週40時間の開所を目安とする。

4 対象者

(1) 高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者。

(2) その他、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの。

5 実施上の留意事項

秘密の保持（利用者の個人情報の取扱）

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。特に利用者の個人情報を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。

また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。

地域における中国残留邦人等支援ネットワーク事業実施要領

1 目的

地域においては、地域社会で暮らす方々、社会福祉や教育などの関連分野の関係者、さらに地域社会を形成する他の様々な専門家、団体、機関によって多様なネットワークが構成されている。このようなネットワークを活用し、中国残留邦人等が地域の様々な行事に気軽に参加できるような仕組みを作り、地域の中での理解や見守り・支え合いなど安心して生活できる環境を構築し、中国残留邦人等の社会的自立を促すことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村とする。ただし、都道府県が3(1)から(4)までの事業を実施する場合は、特定の指定都市、中核市又は市区町村(以下「市区町村」という。)を構成メンバーとする支援連絡会を都道府県に設置すること。また、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県及び市区町村が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

(1) 地域住民に対する広報活動事業

地域福祉の中核を担う民生委員、自治会長、老人クラブ会長等や地域の事業主から地域の状況に応じた中国残留邦人等の支援事業に協力を得られるよう、中国残留邦人等が置かれた立場や状況について理解を求める又は職場での受入れを求める等の説明会や催し等の広報活動を行う事業。

(2) 支援リーダーの配置

地域における交流事業等に気軽に参加できるよう地域住民と中国残留邦人等との調整を行う者(支援リーダー)に対して活動費及び必要に応じて通訳を同席させるなどネットワークの構築を支援する事業。

ア 配置

支援リーダーは、中国残留邦人等が居住する地域に適宜配置できる。

イ 資格

自治会の会長等で地域における活動主体や住民と調整を図れる者

ウ 職務

支援リーダーは、地域における様々な活動と中国残留邦人等のニーズを把握し、活動主体や地域住民と調整を図り、中国残留邦人等が地

域の交流事業等に気軽に参加できる仕組みを構築する。

(3) 地域で実施する日本語交流事業への支援

地域の様々な世代の方々や中国残留邦人等同士の交流を通じて、日常会話レベルの日本語習得の支援や、地域での孤立を防止することを目的とした事業。

(4) 関係職員等研修・啓発事業

実施主体職員等の資質向上を目的とし、地域の状況に応じた支援を実施するために必要となる研修会等の実施や各種研修会への参加を支援する事業。

4 秘密の保持

本事業の支援活動及び相談活動等を行う者は、対象者等の人格を尊重するとともに、支援活動等により知り得た対象者の身上及び生活状況等の秘密を漏らしてはならない。

身近な地域での日本語教育支援事業実施要領

1 目的

帰国後、相当年数が経過しても日本語の習得が思うように進まず、地域社会で生活する上で日本語による意思疎通が十分にできずに、地域住民と交流が進まない一世、及び希望する仕事に就けない、あるいは、職場において十分に自らの能力が評価されていないといった不満を抱えている二世・三世に対し、生活圏内又はその周辺にある日本語教室等を活用して日本語を学習する機会を提供することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、指定都市、中核市又は市区町村とする（以下「市区町村」という。）。

なお、特定の市区町村を構成メンバーとする支援連絡会を都道府県に設置した場合は、都道府県を実施主体とすることができる。また、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県及び市区町村が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

(1) 日本語教室の開催に必要な経費の支援

日本語が不自由な中国残留邦人等が日本語学習を希望する場合に生活圏内又はその周辺に所在するボランティア等が実施する日本語教室を紹介するとともに、日本語教室に対しては、安定的な教室の開催や学習内容の充実を図るため、事業主体に対して援助を行う。

(2) 民間日本語学校利用時の受講料等支援

民間日本語学校利用者に対して、入学金及び受講料の一部援助を行う。

4 実施上の留意事項

(1) 対象

ア 「日本語教室の開催に必要な経費の支援」の対象事業

次の者が受講中又は受講予定の実施主体が主催する日本語教室とする。

なお、日本語教室の授業の一環で行う交流事業についても対象とする。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する者及び法施行

規則（平成 6 年厚生省令第 63 号）第 10 条に規定する親族等で本邦に
永住帰国した者

- イ 「民間日本語学校利用時の受講料等支援」の対象者
上記に掲げる者とする。

（2）援助の対象経費

- ア 「日本語教室の開催に必要な経費の支援」

日本語教室等開催に必要な経費のうち、厚生労働省が認めた経費と
する。

- イ 「民間日本語学校利用時の受講料等支援」

民間日本語学校利用時に必要な経費のうち、入学金及び受講料の合
計額のうち厚生労働省が認めた額とする。

（3）日本語能力の目標達成

実施主体は、利用者の日本語能力の目標を把握し、各ブロックに設置し
ている中国帰国者支援・交流センターの日本語指導員と連携しながら、
目標達成に向け助言すること。

（4）秘密の保持

本事業の支援活動及び相談活動等を行う者は、対象者等の人格を尊重す
るとともに、支援活動等により知り得た対象者の身上及び生活状況等の秘
密を漏らしてはならない。

自立支援通訳等派遣事業実施要領

1 目的

永住帰国した中国残留邦人等は、長期にわたって帰国がかなわず、帰国後も言葉、生活習慣等の相違から、地域社会で生活していく上で様々な困難に遭遇している現状を踏まえ、中国残留邦人等に自立支援通訳、自立指導員、就労相談員を派遣及び巡回健康相談を実施して、必要な助言、指導等を行う。

2 実施主体

実施主体は、指定都市、中核市又は市区町村とする（以下「市区町村」という。）。なお、特定の市区町村を構成メンバーとする支援連絡会を都道府県に設置した場合は、都道府県を実施主体とすることができる。また、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県及び市区町村が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 事業内容

自立支援通訳、自立指導員、就労相談員及び巡回健康相談員（以下「自立支援通訳等」という。）が、実施主体担当課（以下「担当課」という。）の指示により次の業務を行い、自立支援通訳等相互の連携と協力を図るとともに、福祉事務所、公共職業安定所等の関係機関と連携し、中国残留邦人等支援の実効を上げる事業。

(1) 自立支援通訳派遣事業

ア 巡回健康相談を受ける場合に通訳を行うこと。

イ 医療機関で受診する場合に通訳を行うこと。

ウ 支援給付実施機関等の関係行政機関から、援助を受ける場合に通訳を行うこと。

エ 学校生活上生じた問題や進路について相談する場合に通訳を行うこと。

オ 介護保険制度による介護認定及び介護サービスを利用する場合に通訳を行うこと。

カ 一時帰国旅費の支給を受け一時帰国した場合に通訳を行うこと。

キ 自らの業務に必要な技能・技術及び知識の向上を図るため、公共職業能力開発施設認定職業訓練を実施する施設及び都道府県知事から職場適応訓練の実施を委託された事業所で実施する短期間の訓練課程を受講する場合に通訳を行うこと。

(2) 自立指導員派遣事業

- ア 日常生活等の諸問題に関する相談に応じ、必要な援助を行うこと。
- イ 支援・相談員、自立支援通訳及び福祉事務所等と緊密な連絡を保ち、必要に応じて福祉事務所等の窓口に同行して仲介するとともに必要な意見を述べること。
- ウ 日本語の指導、日本語教室等日本語補講についての相談及び手続の介助を行うこと。
- エ 職業訓練施設で受講している際に係る諸問題の相談に応じ、必要な援助を行うとともに、円滑かつ効果的な職業訓練が行われるよう援護措置を講じ、もって技能習得後の雇用安定が図られるよう配慮すること。
- オ 自立指導員は毎月1回適宜の方法により業務の状況を取りまとめ担当課に報告すること。

(3) 就労相談員派遣事業

- ア 地域ごとに巡回して就労相談、指導を行うこと。
- イ 日本の労働事情、雇用慣行及び地域の職業事情について説明を行うこと。
- ウ 適正を見極め、個々の実情にあった職業を選択し指導すること。
- エ 個別の就労指導のため公共職業安定所、企業等へ引率すること。
- オ 既に就労している者に対して、安易な離職を防ぐための相談、指導を行うこと。
- カ 企業等の雇用主、人事担当者に対して就労希望者の状況について説明し、職場開拓を行うこと。
- キ 就労に関する情報提供を適宜行うこと。
- ク 就労相談員は毎月1回適宜の方法により業務の状況を担当課に報告すること。

(4) 巡回健康相談の実施

地域巡回、個別訪問等の方法により次に掲げる事項について、相談に応じるとともに、必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、実施に当たり担当課は、事前に対象世帯に通知する。

また、対象世帯から同意を得た場合には、担当課は医師又は看護師、保健師等に当該者の健康医療等に関する情報を提供できる。

- ア 医療機関の受診指導と利用方法等のこと
- イ 行政機関が行う検診及び予防接種のこと
- ウ 健康管理、食生活、栄養、生活衛生等のこと
- エ リハビリテーション、在宅介護等のこと

4 派遣対象世帯

次に掲げる者が属する世帯のうち、実施主体の長が派遣を必要と認めた世帯とする。（ただし、(2)については、同行して一時帰国した者のみを同

一世帯に属する者とする。)

(1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する者及び法施行規則(平成6年厚生省令第63号。)第10条に規定する親族等で本邦に永住帰国した者。

(2) 法第2条第1項に規定する者であつて、本邦に一時帰国した者(自立支援通訳派遣に限る。)

5 自立支援通訳等の選任

実施主体の長は必要に応じて自立支援通訳等を選任することとし、概ね次の要件を備えている者のうちから自立支援通訳等としてふさわしい者を選任するものとする。

なお、同じ者が複数の職を兼務しても差し支えない。

(1) 自立支援通訳

ア 中国語又はロシア語と日本語との通訳の能力を有すると認められること。

イ 中国残留邦人等の援護に関し、理解と熱意を有すること。

(2) 自立指導員

ア 中国残留邦人等に深い関心と理解を持ち、この業務に積極的に協力すると認められる民間の篤志家。

イ 中国語又はロシア語が理解できる者

なお、日本語指導を担当する自立指導員については、必ずしも上記の要件を備えていることを必要としない。

ウ 自立指導員の数は、対象世帯の実態及び地理的条件等を勘案の上、実施主体の長が定めるものとする。

(3) 就労相談員

ア 中国残留邦人等に深い関心と理解を持ち、この業務に積極的に取り組むものと認められる者。

イ 地域の職業事情に精通している者。

ウ 労働法規等を理解している者。

エ 中国語又はロシア語が理解できる者。

ただし、エの要件については、ア～ウの要件を十分に備えている場合には、不可欠の要件としない。

(4) 巡回健康相談員

中国残留邦人等に深い関心と理解を持ち、この業務に積極的に取り組むものと認められる医師、看護師及び保健師等。

6 自立支援通訳等の派遣期間等

派遣回数、期間等は、当該対象世帯の自立状況等により弾力的に運用する。

7 自立支援通訳等の留意事項

実施主体の長は、自立支援通訳等に対し、次の留意事項を徹底し遵守させなければならない。

(1) 自立支援通訳等は、業務を行うに当たって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならないこと。

(2) 自立支援通訳等は、業務を行うに当たって、担当課と緊密な連絡を保たなければならないこと。

8 自立支援通訳等の解任

実施主体の長は、自立支援通訳等が次のいずれかに該当する場合には、解任することができるものとする。

(1) 業務遂行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められた場合

(2) 自立支援通訳等としてふさわしくない行為があったと認められた場合

9 自立支援通訳等に対する手当等

実施主体の長は、自立支援通訳等に対し、手当及び活動費（交通費）を支給できるものとする。また、自立指導員派遣事業及び就労相談員派遣事業の業務を行う者に対し、活動推進費を支給できることとし、その基準等は別に定めるところによるものとする。

10 秘密の保持

本事業の支援活動及び相談活動等を行う者は、対象者等の人格を尊重するとともに、支援活動等により知り得た対象者の身上及び生活状況等の秘密を漏らしてはならない。

中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業実施要領

1 目的

本事業は、中国残留邦人等に対して個々の実状とニーズを踏まえつつ、日本語学習等の支援や生活支援等を行うことにより、社会的・経済的自立の助長を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、指定都市、中核市又は市区町村とする（以下「市区町村」という。）。

なお、特定の市区町村を構成メンバーとする支援連絡会を都道府県に設置した場合は、都道府県を実施主体とすることができる。また、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他の都道府県及び市区町村が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

3 個別支援メニューの例

(1) 拠点施設を活用した支援

ア 日本語教室等通所（学）活動推進

中国帰国者支援・交流センター等が行う日本語等各種学習、交流事業及び生活相談の紹介とあっせんを行い、通所（学）に必要な交通費及び教材費の支給を行う。

イ 自学自習者に対する相談等

自学自習者のための適切な情報の提供を希望する者に対し、個々の自学自習に適した教材の相談や適時のアドバイスをを行い、学習に必要な教材費の支給を行う。

(2) 地域のネットワークを活用した支援

ア 地域で実施する交流事業

地域において開催されている様々な交流活動や催し物を紹介する。

イ 地域での日本語教室等

(ア) 民間日本語学校の紹介

地域で開講している民間の日本語学校を紹介する。

(イ) ボランティア日本語教室の紹介

地域において、ボランティア団体等が開催している日本語教室を紹介する。

ウ 就労に役立つ資格取得支援

就労に役立つ資格取得を希望する者に対し、個々人の希望に添った資

格取得のための各種学校法人等を紹介し、入学金、学費及び資格試験受験料を援助する。

(3) 親族訪問（訪中支援）

親族訪問及び墓参等のため一定の期間、中国等に渡航する場合にその渡航中は生活扶助費を継続支給するとともに、渡航費用は、収入認定しない。

(4) その他

ア 生活保護受給者等の就労による自立促進

生活保護受給者であって就労による自立を目指す者に対し、公共職業安定所と福祉事務所等とが連携し、個々の対象者の態様、ニーズ等に応じた就労支援を行う。

イ その他、実施主体が中国残留邦人等のニーズに応じ、独自に実施する支援事業を援助する。

4 秘密の保持

本事業の支援活動及び相談活動等を行う者は、対象者等の人格を尊重するとともに、支援活動等により知り得た対象者の身上及び生活状況等の秘密を漏らしてはならない。

※ 本事業は、「生活保護受給中の中国帰国者等への地域生活支援プログラムについて」（平成19年3月30日社援発第0330007号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき実施するものである。

支援給付及び配偶者支援金適正実施推進事業実施要領

1 目的

本事業は、支援給付及び配偶者支援金の適正な運営を確保するため、診療報酬明細書の点検強化等による医療支援給付の適正化、居宅介護支援計画点検等強化による介護支援給付の適正化、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化の取組を推進することを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県、指定都市、中核市又は市区町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）とする。

3 事業内容

(1) 診療報酬明細書点検等充実事業

外部委託又は診療報酬明細書の点検に精通している者を雇用すること等により、支援給付にかかる診療報酬明細書の資格審査、内容点検（単月・縦覧）を強化し、診療報酬の決定の適正化を図るとともに、指定医療機関による診療報酬請求の適正化を図る。

(2) 居宅介護支援計画点検等強化事業

外部委託又は介護支援専門員等を雇用し、支援給付受給者のケアプランの点検、当該者に対する介護サービスの利用にかかる指導・援助及び指定介護機関との連絡調整等を行うことにより、介護支援給付の適正な給付を図る。

(3) 収入資産状況把握事業

支援給付にかかる収入申告書の徴取や関係先調査の実施等によって収入資産状況を的確に把握することにより、不正受給の防止を図る。

(4) 業務効率化事業

支援給付事務及び配偶者支援金事務の効率化を図るため、IT活用を支援する事業。

4 その他

上記3(1)の「診療報酬明細書点検等充実事業」における診療報酬明細書の資格審査、内容点検（単月・縦覧）は、その対象となる全ての診療報酬明細書について実施すること。